

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年10月28日
【事業年度】	第15期(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
【会社名】	株式会社アイモバイル
【英訳名】	i-mobile Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野口 哲也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルN棟 2階
【電話番号】	03-5459-5290
【事務連絡者氏名】	取締役 文田 康博
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルN棟 2階
【電話番号】	03-5459-5290
【事務連絡者氏名】	取締役 文田 康博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月		2018年7月	2019年7月	2020年7月	2021年7月	2022年7月
売上高	(百万円)	5,959	10,611	7,485	11,592	13,933
経常利益	(百万円)	2,095	3,149	2,248	3,366	3,839
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,165	1,367	1,727	2,299	2,678
包括利益	(百万円)	1,100	1,279	1,700	2,300	2,720
純資産額	(百万円)	12,040	13,145	13,222	14,720	13,406
総資産額	(百万円)	15,465	16,911	15,359	18,992	18,193
1株当たり純資産額	(円)	554.77	542.17	607.12	683.85	662.71
1株当たり当期純利益金額	(円)	55.06	57.34	76.66	107.39	125.04
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	47.55	56.47	75.95	106.30	124.60
自己資本比率	(%)	76.0	76.5	86.1	77.4	73.3
自己資本利益率	(%)	10.4	11.1	13.2	16.5	19.1
株価収益率	(倍)	18.0	13.0	10.0	12.9	10.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,476	3,260	440	3,959	3,225
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	797	244	438	83	234
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	131	172	1,580	817	4,144
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	11,132	13,974	12,363	15,422	14,268
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	303 〔55〕	289 〔48〕	224 〔-〕	204 〔-〕	200 〔-〕

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、平均臨時雇用者数は、〔 〕内に外数で記載しております。

2. 平均臨時雇用者数はアルバイト等を含み、派遣社員を除いています。

3. 第13期、第14期及び第15期の平均臨時雇用者数は、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しています。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年7月期の期首より適用しております。2021年7月期以前に係る各数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値になっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2018年7月	2019年7月	2020年7月	2021年7月	2022年7月
売上高 (百万円)	4,757	9,337	6,489	10,125	12,459
経常利益 (百万円)	2,218	2,869	2,105	2,798	3,213
当期純利益 (百万円)	1,445	1,212	1,538	1,884	2,295
資本金 (百万円)	104	129	140	152	152
発行済株式総数 (株)	21,174,800	24,170,600	21,779,766	21,848,196	20,382,396
純資産額 (百万円)	11,894	12,935	12,994	14,076	12,380
総資産額 (百万円)	14,314	16,225	14,964	18,052	16,930
1株当たり純資産額 (円)	561.74	541.91	596.65	653.94	611.71
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	- [-]	- [-]	- [-]	100.00 [-]	38.00 [-]
1株当たり当期純利益金額 (円)	68.25	50.84	68.28	88.00	107.15
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	58.94	50.08	67.65	87.11	106.77
自己資本比率 (%)	83.1	79.7	86.8	77.9	72.7
自己資本利益率 (%)	12.9	9.8	11.9	13.9	17.4
株価収益率 (倍)	14.5	14.7	11.2	15.7	12.3
配当性向 (%)	-	-	-	113.6	35.5
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	211 [-]	221 [-]	215 [-]	197 [-]	195 [-]
株主総利回り (%) (比較指標：TOPIX)	86.3 (108.3)	64.8 (96.7)	66.4 (92.4)	128.8 (117.5)	126.8 (119.9)
最高株価 (円)	1,495	1,051	853	1,956	1,635
最低株価 (円)	991	641	441	732	1,074

- (注) 1. 第11期から第13期の1株当たり配当額および配当性向については、無配のため、記載しておりません。
2. 従業員数は就業人員数であり、平均臨時雇用者数は、〔 〕内に外数で記載しております。
3. 平均臨時雇用者(アルバイト等を含み、派遣社員を除く。)は、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しています。
4. 最高株価及び最低株価は、2018年7月1日までは東京証券取引所マザーズ、2018年7月2日以降2022年4月3日までは東京証券取引所市場第一部、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場における株価であります。
5. 第14期の1株当たり配当額100円には、記念配当70円を含んでおります。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年7月期の期首より適用しております。2021年7月期以前に係る各数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値になっております。

2 【沿革】

年月	概要
2007年8月	東京都目黒区中目黒に株式会社アイモバイルを設立
2007年9月	モバイルアドネットワークサービス「i-mobile for MB」リリース
2009年6月	本社を東京都渋谷区桜丘町に移転
2011年1月	パソコン向けアドネットワークサービス「i-mobile for PC」リリース
2011年5月	スマートフォン向けアドネットワークサービス「i-mobile for SP」リリース
2013年3月	成果報酬型広告サービス「i-mobile for Affiliate」リリース
2013年8月	キャラクター版権管理事業を開始
2014年5月	大阪府大阪市北区梅田に関西支社を設立
2014年6月	広告代理店事業の株式会社サイバーコンサルタント（現連結子会社）を100%子会社化
2014年7月	ふるさと納税ポータルサイト「ふるなび」のサービスを開始
2014年10月	アメリカ合衆国カリフォルニア州に子会社、i-movad Inc.を設立
2015年3月	福岡県福岡市中央区天神に九州支社を設立
2015年7月	人材紹介事業の株式会社オープンキャリアを設立
2015年8月	DSP（デマンドサイドプラットフォーム）事業の株式会社Evoryを設立
2015年9月	動画広告サービス「maio」リリース
2016年7月	ふるなび会員向けレストラン予約サービス「ふるなびグルメポイント」をリリース
2016年10月	東京証券取引所マザーズ市場に上場
2016年12月	デジタルサイネージアドネットワークサービス「SCEEN」リリース
2017年2月	モバイルアプリの収益最大化支援マーケティングツール「LogBase」をリリース
2017年3月	株式会社Loopと資本業務提携を締結
2017年4月	台湾台北市に子会社、台湾艾摩貝爾有限公司（i-mobile Taiwan Co.,Ltd）を設立
2017年9月	株式会社ネットマーケティングの「Switch.」事業を吸収分割により株式会社オープンキャリアが事業承継
2017年10月	ふるなび会員向け宿泊サービス「ふるなびトラベル」提供開始
2017年11月	デジタルマーケティング事業の株式会社TAGGYを子会社化
2018年1月	ネットキャッチャー事業の株式会社ネッチをBlack Sails投資事業組合を通じて取得し、子会社化
2018年6月	キャッシュバックグルメサービス「テッパン」をリリース
2018年7月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2018年7月	ふるなび会員向けポイントサービス「たまるモール」をリリース
2018年10月	株式会社EPARKスイーツと資本業務提携を締結
2019年3月	株式会社TAGGYの所有株式の一部を譲渡し、連結の範囲から除外
2019年8月	スマートフォン向けアプリの企画・開発・運営を行うオーテ株式会社（現連結子会社）の株式を取得し、子会社化
2019年9月	台湾艾摩貝爾有限公司「i-mobile Taiwan Co.,Ltd」の清算を結了し、連結の範囲から除外
2019年11月	i-movad Inc.の清算を結了し、連結の範囲から除外
2020年3月	Black Sails投資事業組合の清算を結了し、連結の範囲から除外。また、それに伴い株式会社ネッチは持分法適用関連会社に移行
2020年5月	株式会社ネッチの所有株式の一部を譲渡し、持分法適用の範囲から除外
2020年7月	株式会社Evoryの清算を結了し、連結の範囲から除外
2021年1月	株式会社オープンキャリアの清算を結了し、連結の範囲から除外
2021年10月	体重管理アプリの運営を行うSimple App Studio株式会社（現連結子会社）の株式を取得し、子会社化
2022年4月	東京証券取引所の市場再編に伴い、東証プライム市場に移行

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社4社（うち非連結子会社1社）により構成されており、「“ひとの未来”に貢献する事業を創造し続ける」という企業ビジョンの下、「コンシューマ事業」と「インターネット広告事業」の2つのセグメントによるサービスによって「マーケティングで価値ある体験を提供し続ける」事業を展開しております。

ふるさと納税事業を中心とするコンシューマ事業においては、ユーザーの獲得と周辺事業の強化、インターネット広告事業においては、広告主と媒体社（メディア）双方に対して、それぞれの価値を最適化・最大化するための広告効果向上を図っております。これらにより、二つの事業領域において、アセットの最適配分と相乗効果を最大限に発揮し、高い収益性と競争力をもった成長によって企業価値向上に取り組んでおります。

当社グループの各事業の内容は次のとおりであります。

<コンシューマ事業>

(1) ふるさと納税事業

自治体への寄附金制度「ふるさと納税」の普及促進を目的としたふるさと納税サイト「ふるなび」の運営を行っております。また、2015年11月に高額寄附者向けふるさと納税代行サービス「ふるなびプレミアム」、2019年10月に「あとでゆっくり選べる」といったユーザーの時間的制約を無くすことで利便性を向上させるサービス「ふるなびカタログ」をリリースし、顧客の利便性を高めてまいりました。

一方で、新型コロナウイルス感染症や自然災害に被災された自治体を支援するための「ふるなび災害支援サイト」、「新型コロナウイルス被害対策支援サイト」などを通じて自治体へ復興支援を行っております。

(2) トラベル事業

2017年10月にふるさと納税で行った寄附金額に応じて得られるポイントを提携自治体の旅行プランでご利用いただける「ふるなびトラベル」を開始し、地域の魅力に直接触れていただく機会を提供してまいりました。2020年10月には、サービスのリニューアルを行い、より利便性を高めたふるさと納税制度の普及促進に取り組みました。今後も、地域PRや各自治体の活性化を支援し、さらに地域社会への貢献を目指してまいります。

(3) レストランPR事業

2020年6月にはポイントでレストランを利用できる「ふるなびグルメポイント」サービスのリニューアルを行いました。さらには、レストランで地域の食材を使った料理の提供を受けられる「お店でふるなび美食体験」、レストランで調理・監修した料理をおうちで楽しめる「おうちでふるなび美食体験」といった自治体との協働によって開発した独自返礼品を提供するなど、マーケティング企業としての強みを生かす新たな事業領域拡大を推進しております。

(4) ポイントサービス事業

2018年7月より「ふるなび」会員向けに、サイトを經由して申込みや買い物をするだけでギフト券が獲得できるポイントサービス「たまるモール」の提供を開始し、「ふるなび」サービスの顧客基盤を生かした事業領域の拡大を行っております。

<インターネット広告事業>

(5) アドネットワーク事業

アドネットワーク事業は、広告がクリックされることで広告主に対して広告費が発生し、同様に広告枠を提供するメディアに対してもクリックに応じて広告報酬が発生するクリック課金型サービス及び、フルスクリーン動画広告を配信することで、ユーザーが動画広告を視聴完了した場合に広告主に対して広告費が発生し、同様に広告枠を提供するアプリ開発者に対しても動画広告視聴完了回数に応じて広告報酬が発生するサービスを展開しております。「広告主には最大の費用対効果を」と及び「メディアには最大の収益還元を」をモットーに、マルチデバイス対応のアドネットワークとして国内最大級の広告配信規模を強みとして、顧客ニーズにワンストップで対応する運用体制によるサービスを展開しております。

(6) アフィリエイト事業

アフィリエイト事業は、広告主に対しては、広告主が求める成果（資料請求や会員獲得等）が発生した場合のみ広告費が発生し、広告枠を提供するメディアに対しては、成果が発生した分だけ広告報酬が還元される成果報酬型サービスです。当社は、アドネットワーク事業により培った広告主基盤をベースにした営業体制やふるなびとの連携を強みとして、成果の条件などを詳細にカスタマイズ可能なアフィリエイト広告配信プラットフォームである「i-mobile Affiliate」の企画・運営等を行っております。

(7) 広告代理店事業

代理店事業を営む株式会社サイバーコンサルタントは、リスティング広告、ディスプレイ広告等の販売から、メディアを活用した広告の配信・管理・運用コンサルティング業務までの幅広いサービスを、アドネットワーク事業とのシナジーを背景とした運用力の高さ、10年以上の代理店営業により培ったノウハウと優秀な営業人員を強みとして、広告主に対して提供しております。

(8) メディアソリューション事業

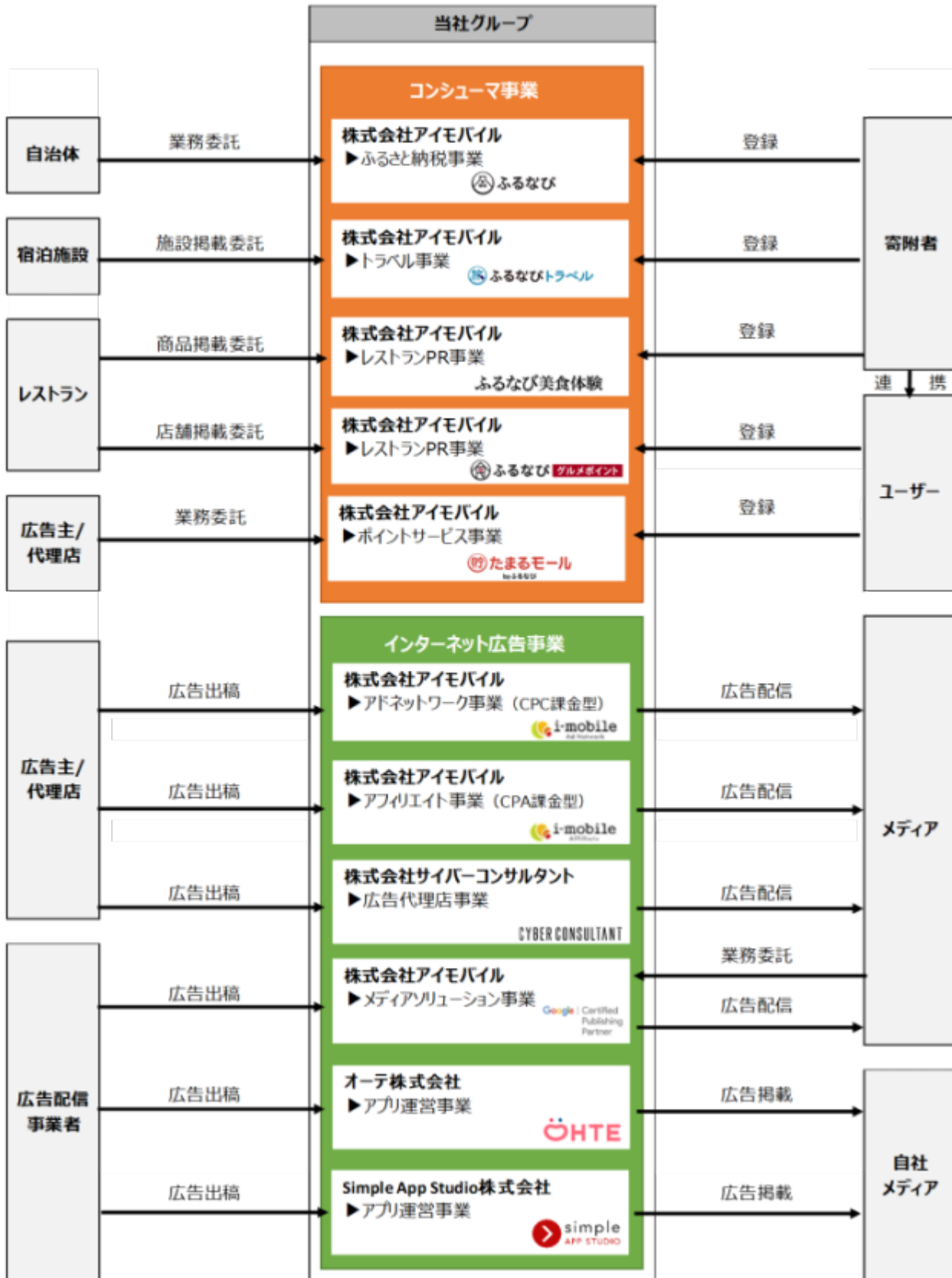
2016年にこれまでに培った広告運用のノウハウと実績を活用し、パブリッシャー（アプリ運営者）向けのサービスの導入支援とサポートを開始しました。2019年7月にはGoogle公式認定のメディアソリューションパートナーとして、「Google Ad Manager」、「AdMob」、「Google AdSense」などのGoogleが提供するプロダクトを駆使してサービスを提供しております。このサービスは、自社プロダクトや自社以外の広告事業社の商品を活用することで、収益改善の実績、テクニカル面及びポリシー面のサポート力の高さを強みとして、媒体社（メディアを提供する会社）の収益を最大化する為のソリューションサービスです。

(9) アプリ運営事業

2019年8月に買収したオーテ株式会社が展開する「パズル de 懸賞」シリーズを中心としたスマートフォン向けアプリの企画・開発・運営事業です。当社が培ったマーケティングノウハウにより収益を大幅に拡大し、パズルと懸賞システムを融合したスマートフォンゲームアプリを複数提供しており、高品質なパズルと魅力的な懸賞システムを組み合わせたスマートフォンゲームアプリは累計ダウンロード数1,200万を超えております。

[事業系統図]

当社グループの事業の系統図は、以下のとおりとなります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社サイバーコンサルタント (注) 2、3	東京都渋谷区	30百万円	インターネット 広告事業	100.0	資金援助：無し 役員の兼任：有り 営業上の取引：有り
オーテ株式会社 (注) 2、3	東京都渋谷区	2百万円	インターネット 広告事業	100.0	資金援助：無し 役員の兼任：有り 営業上の取引：有り
Simple App Studio株式会社 (注) 2、4	東京都渋谷区	1百万円	インターネット 広告事業	100.0	資金援助：無し 役員の兼任：無し 営業上の取引：有り

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 特定子会社に該当しております。
4. 当連結会計年度において、Simple App Studio株式会社の株式を取得し連結子会社としております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
コンシューマ事業	36 (-)
インターネット広告事業	95 (-)
全社共通	69 (-)
合計	200 (-)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、()内に外数で記載しております。
2. 平均臨時雇用者数はアルバイト等を含み、派遣社員を除いています。
3. 平均臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
4. 全社共通は、技術、人事及び経理等の管理部門の従業員です。

(2) 提出会社の状況

2022年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
195 (-)	33.49	5.36	6,322

セグメントの名称	従業員数(名)
コンシューマ事業	36 (-)
インターネット広告事業	90 (-)
全社共通	69 (-)
合計	195 (-)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、()内に外数で記載しております。
2. 平均臨時雇用者数はアルバイト等を含み、派遣社員を除いています。
3. 平均臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
4. 全社共通は、技術、人事及び経理等の管理部門の従業員です。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「“ひとの未来”に貢献する事業を創造し続ける」というビジョンのもと、「マーケティングで価値ある体験を提供し続ける」サービスを提供することで、ユーザー及び取引先企業に対し、事業環境の動向、顧客ニーズの変化等に対応した満足度の高いサービスを提供し、当社グループの企業価値・株主価値の最大化を目指し続けることを経営の基本方針としています。

(2) 目標とする経営指標

当社グループが重視している経営指標は、売上高及び営業利益、並びにROEであり、今後の中長期的な資本効率としてのROE目標を15%と設定いたしました。いずれも投資家が当社グループを理解する上で重要な指標として認識しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、ふるさと納税事業を中心とするコンシューマ事業においては、ユーザーの獲得と自治体への支援活動を強化し、周辺事業を拡大してまいります。インターネット広告事業においては、競争力強化のため広告主と媒体社（メディア）双方に対して、それぞれの価値を最適化・最大化するための広告効果向上を図ります。これら2つの事業領域においてアセットの最適配分と相乗効果を最大限に発揮し、さらにはアプリ運営や海外市場など新しい成長事業を推進することで企業価値を高めてまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

今後の更なる事業拡大及び、企業価値の向上を持続するため、以下を課題として認識し、取り組む所存であります。

新規ユーザーの獲得とユーザーエンゲージメントの強化

当社グループの持続的な成長のためには、当社グループ及び当社グループのサービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために、積極的な広告宣伝活動及び、当社グループサービス間の誘導施策を継続的に行ってまいります。また、既存ユーザーのニーズを汲み取り、サービス品質を高め続けると共に、顧客満足度の高い周辺サービスを開発することで、エンゲージメントをより強化し、長期的に当社グループのサービスをご利用いただけるよう努めてまいります。

広告配信性能の向上

インターネット広告事業は、競合環境及び事業環境の変化等により、広告配信性能の競争優位性を確保することが必要不可欠であると認識しております。当社グループでは、統計処理及び機械学習等における広告配信技術を高め、豊富なユーザーデータを基に効率の良い広告配信枠の買付を実施し、より競争力ある広告配信サービスの提供を図ってまいります。

新規事業の創出による事業ポートフォリオの拡大

当社グループが継続的な成長を実現するための戦略として、既存事業の成長を図る施策のみならず、新規の周辺事業の開発とサービス間のユーザーの誘導施策並びに、様々な新規事業に取り組むことが重要であると考えております。ユーザーセグメントの異なる事業を組み合わせたポートフォリオ戦略によって、ビジネスモデルを多様化して将来にわたる収益の持続的な成長に繋げてまいります。

事業提携、企業買収への積極的な取り組み

今後の更なる収益基盤の安定化及び、持続的な成長を図るためには、次の成長を担う新規事業の創出及び拡大により、収益源の多様化を実現することが必要不可欠であるとと考えております。そのためには、自社による開発のみならず、事業提携やM&A等により新たな事業・サービスへの投資を実行することで、成長への挑戦を継続してまいります。

開発体制の強化

当社グループを取り巻く事業環境は、技術革新及び市場の変化のスピードが速く、日々新たな対応が求められる環境にあります。このような環境の中、更なる事業拡大のため、技術領域への投資、品質の高い開発手法の導入及び人工知能技術などの研究を一層加速させ、機動的で競争力重視のサービス開発体制の整備を図ってまいります。また、当社グループの事業はウェブ上で運営されていることから、システムを安定的に稼働させ、問題の発生時には迅速な解決が求められていると認識しております。快適な状態でユーザーにサービスを提供するために、システムを安定的に稼働させるための技術の開発及び、人員確保等に努めてまいります。

優秀な人材の育成と確保

当社グループの今後の更なる成長のためには、社員全員が企業理念や経営方針を深く理解し、体現していくことが必要不可欠であるとと考えております。そのためには人材を育成するための教育体制の整備を図り、社員全員

の意識と能力の底上げを進めると共に、社員が働きやすい環境の構築に努めてまいります。また、組織の規模拡大による機動性の低下等の発生を防ぐため、事業展開に応じた組織体制の整備と適切な人員配置により、効率化と意思決定の機動性確保を図ってまいります。

サステナブルな社会の実現

当社グループのビジョン「“ひとの未来”に貢献する事業を創造し続ける」の実現に向け、事業をはじめとした企業活動を通じ、社会課題の解決に取り組み、全てのステークホルダーにとって魅力的な企業として、継続的な企業価値の向上を目指しております。

当社グループは優先的に取り組むべき課題として、「人々のQOLの向上」「社会的価値の創造」「持続可能な街づくり」「地域の魅力創出」の4つの重要課題（マテリアリティ）を特定しており、ふるさと納税事業「ふるなび」と「企業版ふるさと納税」を活用した地域支援により、社会課題の解決とサステナブルな社会の実現に貢献してまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループの属するインターネット関連業界は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を即時的かつ直接的に受けづらい業界であり、当社グループにおきまして、リモートワークの環境整備などが奏功し、業務に支障はなく、現時点で事業及び業績に大きな影響を及ぼす事項はございません。しかしながら、今後の感染拡大の状況によっては、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) インターネット広告事業について

近年、インターネット広告市場は、インターネットの普及と急激な技術革新により、急速に拡大してまいりました。このような傾向は、今後も継続していくと考えておりますが、個人情報保護気運の高まりや広告審査基準の厳格化などの規制や、市場経済の落ち込みによる景気の悪化により、当初想定していた収益を確保することができず、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術革新について

科学技術の飛躍的な進化による技術革新のスピードや、顧客ニーズの変化は早く、それに基づく新サービスが常に生み出されております。当社グループでは、そうした事態に対応するために、常に業界動向を注視し、迅速かつ適切な対応をしていく方針であります。しかしながら、何らかの要因のため、当社グループにおいて当該変化等への対応が遅れた場合、サービスの陳腐化、競争力低下等が生じる可能性があります。また、対応可能な場合であったとしても、既存システム等の改良、新たな開発等による費用の増加等が発生する可能性があり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合について

当社グループは、コンシューマ事業及びインターネット広告事業の2つの事業領域において展開しておりますが、当該分野においては、多くの企業が事業展開していることもあり、競合サービスが増加する可能性があります。引き続き各事業の拡大及び競争力の維持・強化に努めてまいります。優れた競合企業の登場、競合企業によるサービス改善や付加価値が高いビジネスモデルの出現等により、当社の競争力が低下する可能性があり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) ふるさと納税事業について

当社グループのふるさと納税事業において、税制改正などの法的規制に限らず、政府や省庁、地方自治体等からの指導や要請等の影響を受ける可能性があります。政府や省庁、地方自治体等が行う指導や要請等があった場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法的規制について

現時点において、当社グループの主力事業の継続に直接的に著しく重要な影響を及ぼす法的規制はないものと認識しておりますが、今後インターネットの利用者及び事業者を規制の対象とする法令、行政指導、その他の規則等が制定され、また近年の広告規制の強化が当社にも及んだ場合には、代替手段の開発に多額の投資が必要となり、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、Apple Inc. が運営するApp StoreやGoogle LLCが運営するGoogle Playなどのプラットフォーム事業者の事業方針に変更等があった場合、当社グループのサービスを継続することが困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 広告主及びパートナーサイトの参加審査について

当社グループのインターネット広告事業において、広告及びパートナーサイトの違法性が非常に重要となります。当社グループでは、広告主又はパートナーサイト運営者がアドネットワーク関連事業のサービスに登録をする際、当社グループの独自の基準に基づき、広告主が提供するバナー、又はパートナーサイトが公序良俗に反しないか、「不当景品類及び不当表示防止法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「特定商取引に関する法律」等の法律に抵触する恐れがないか等の審査を行い、当社グループの基準

に反する事項が存在する場合には、登録を許可しない体制となっております。当社グループは、登録を許可した後においても定期的なモニタリングを行っておりますが、広告やパートナーサイトが公序良俗や法令に反する商品・サービスの提供、コンテンツの掲載を行った場合に、当社グループの信用が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) パートナーサイトの監視体制について

当社グループのインターネット広告事業において、パートナーサイトの品質管理のために、定期的に不正の調査を実施しております。故意による悪質な違反行為を行っているとは判断される場合は、即時にアカウントを停止することもあります。このような取り組みにもかかわらず、予期せぬ要因によりこれらの対応に不備が生じ、広告主から訴訟を起こされた場合には、当社グループの信用が失墜し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 内部管理体制について

当社グループは、グループ企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しております。また、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定人物への依存について

当社グループにおいて、専門的な知識、技術、経験等の重要なノウハウを有し、経営、業務執行について重要な役割を果たしている、役員、幹部社員等が何らかの理由により退任、退職など、当社の業務を継続することが困難になり、後任者の採用が困難となった場合、当社グループの経営活動に支障が生じ、事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。その時期は想定されるものではありませんが、当社グループでは当該リスクに対応するため、当社は特定の人物に過度に依存しない体制を構築すべく、組織の見直しや積極的な情報共有、幹部の育成等により経営組織の強化を図っております。

(10) システムトラブルについて

当社グループは、各種サービス提供をインターネット環境において行っており、システムの安定的な稼働が業務遂行上必要不可欠なものとなっております。そのため、当社グループは、常時ネットワークを監視し、日常的に保守管理も行っております。また、継続的な設備投資により、システム障害を未然に防ぐ体制も整えております。しかしながら、システムへの一時的な過負担、ソフトウェアの不備、未知のコンピューターウィルスの侵入や人的な破壊行為、テロ攻撃、地震や台風等の自然災害といった事象が発生し、当社グループのシステムに障害が発生した場合、当社グループの事業が大きな影響を受け、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 個人情報管理について

当社グループは、コンシューマ事業及びインターネット広告事業において、利用者の個人情報を入手しており、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務が課せられております。当社グループにおいては、当該義務を遵守すべく、個人情報や取引データの取扱いに際し細心の注意を払い、ネットワークの管理、独自のプライバシー・ポリシーの制定・遵守、内部監査によるチェック等により、個人情報保護に関し十分な体制構築が行われていると考えております。しかしながら、不測の事態により、個人情報が外部に流出した場合には、当社グループに対する損害賠償の請求や信用力の失墜により、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(12) 知的財産権について

当社グループは、第三者に対する知的財産権を侵害することがないように、細心の注意を払って事業活動を行っておりますが、現在のインターネット関連分野における技術の進歩の早期化、グローバル化により、当社グループの事業領域における知的財産権の現状を完全に把握することは困難であります。当社グループの事業分野での当社グループが認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに当社グループの事業分野において第三者による著作権等が成立する可能性があります。かかる場合には、第三者の知的財産権等を侵害することによる損害賠償請求や差止請求権等又は当社グループに対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 新規事業への投資について

当社グループは、今後も事業規模の拡大やグループ事業構成の最適化を図り収益源の多様化を実現するために、他社の買収や合併、グループ会社の売却や合併等（M&A）を含め、積極的に新規事業・サービスに取り組んでいく方針であります。その市場性や採算性、計画や買収金額の妥当性などを調査検証した上で新規事業・サービスの開始を行い、事業運営を行っておりますが、市場環境の変化や不測の事態により、当初予定していた事業計画を実現できない可能性があります。また、新規事業・サービスの立ち上げには先行投資として人材採用や研究開発又は設備投資等が発生する可能性があります。これらのことなどから新規事業・サービスへの取り組みは、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループの属するインターネット関連業界は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を即時的かつ

直接的に受けづらい業界であり、当社グループにおきましても、本書提出日現在、事業及び業績に大きな影響を及ぼす事項はございません。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の終息時期は依然として不透明であり、最終的な影響については予測が困難な面もあり、世界経済がより深刻な状況に悪化した場合は当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 人的資源について

当社グループは、創業以来、順調に事業規模を拡大してまいりましたが、さらなる業容拡大及び顧客ニーズの多様化に対応した新たなサービスの展開のためには、営業体制及び開発体制の強化が重要であり、優秀な人材を適切な時期に十分に確保、育成する必要があります。そこで、適切かつ十分な優秀な人材を採用できなかった場合、または離職等の発生により多くの人員が社外へ流出した場合には、当社の事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 代表者への依存について

当社グループの創業者であり現代表取締役である田中俊彦と野口哲也は、創業以来、当社グループを牽引してまいりました。両氏はインターネットマーケティング事業に関して、先見性による事業創造力や市場分析を基にした開発技術力に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略、技術的判断の決定、遂行において極めて重要な役割を果たしております。当社グループでは、取締役会や本部長会議における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、両氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由により両氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度（2021年8月1日～2022年7月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策の定着化に伴い、行動制限の緩和など経済活動正常化への動きが見られたことで、緩やかに回復の兆しが見られたものの、感染症の急激な再拡大などもあり、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループにおいては新型コロナウイルス感染症拡大や、ロシア・ウクライナ情勢による業績への大きな影響はないものの、今後、経済に与える影響がさらに長期化、深刻化した場合は、広告主の減少などによる広告市場の縮小や、個人住民税及び所得税の減少によるふるさと納税市場の縮小、さらには営業活動の制限などにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは「“ひとの未来”に貢献する事業を創造し続ける」というグループビジョンの下、「コンシューマ事業」と「インターネット広告事業」の2つのセグメントによって構成されております。コンシューマ事業の主力であるふるさと納税事業の市場については、2021年度のふるさと納税受入額は、前年度比約1.2倍の8,302億円、受入件数も前年度比約1.3倍の4,447万件と引き続き拡大をしております。また、ふるさと納税の控除適用者数（ふるさと納税を実際に行い住民税控除適用された人数）も前年度比約1.3倍の740.8万人と増加しており¹、「地方創生の実現」という本来の趣旨に沿った制度として広く浸透しつつあります。

また、インターネット広告事業の主たる事業領域である国内インターネット広告市場における2021年のインターネット広告費は、前年比121.4%の2兆7,052億円と社会のデジタル化加速が追い風となり、堅調に成長を続けております。中でも、インターネット広告媒体費は、新型コロナウイルス感染症の影響による消費の低迷と広告出稿が減少した前年からの反動で、前年比122.8%の2兆1,571億円と伸長しており、特に動画広告需要の高まりが顕著となりました²。2022年のインターネット広告媒体費は全体で前年比115.0%、2兆4,811億円になると予測³されており、さらなる市場の成長が期待されております。

このような事業環境の下、当社グループは、インターネットマーケティング企業として、祖業であるインターネット広告（アドネットワーク）事業で培ったテクノロジーとマーケティングノウハウを多角的に活用し、新たな市場の開拓と成長事業分野への投資を推し進め、さらなる企業価値の向上に努めております。

地域活性化などの社会課題を解決する機能を持つふるさと納税事業においては、「ふるなび」ブランドの認知度向上とプロモーション活動を推進し、取引自治体を増やすと共に、自治体との共創による飲食や宿泊など、独自企画の体験型返礼品を強化してまいりました。インターネット広告事業では、アドネットワーク事業において収益構造の改善を進め、安定的な収益の確保に努めると共に、重点領域であるメディアソリューション事業やアプリ運営事業の成長を推進し、ヘルステック分野のSimple App Studio株式会社を2021年10月に子会社化するなど、メディア関連事業の拡大に努めております。

さらに、当社グループは、中長期的な視点でサステナビリティ経営に取り組むことで社会からの期待に応えるため、当連結会計年度より独立社外取締役諮問委員会を設置し議論の深化を図り、ガバナンスに関する取り組みを強化しております。また、サステナビリティ基本方針を策定し、環境・気候変動問題をはじめとする社会課題の解決に向けた取り組みについてもより一層充実させて適時に開示しております。2021年12月には、「ふるさと納税地方創生協働ラボ」を設立し、コロナ禍で疲弊する東京都のひとり親家庭延べ約6,400世帯に、約32トンのお米を送付するなど、産官学協働でふるさと納税を活用した社会課題解決に取り組んでおります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、13,933百万円（前年同期比120.2%）、営業利益は3,793百万円（同112.2%）、経常利益は3,839百万円（同114.0%）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,678百万円（同116.5%）となりました。

なお、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。当該会計基準等の適用については、「収益認識に関する会計基準」第84項に定める原則的な取扱いに従って、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用しているため、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

- 1 出典：総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果」、2022年7月29日公表
なお、ふるさと納税受入額等の実績は、住民税の計算期間と異なり、自治体の事業年度（4月1日～翌年3月31日）の状況を集計したものであります。
- 2 出典：株式会社電通「2021年 日本の広告費」、2022年2月24日発表
- 3 出典：株式会社CARTA COMMUNICATIONS/株式会社D2C/株式会社電通/株式会社電通デジタル「2021年 日本の広告費 インターネット広告媒体費 詳細分析」、2022年3月9日発表

セグメント別の業績は次のとおりです。

なお、各セグメント別の売上高は、セグメント間の内部売上高及び振替高を含む数値を記載しております。

また、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおり、当連結会計年度の期首に全社費用の配賦方法を見直しております。以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後の配賦方法に組み替えた数値と比較して記載しております。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりです。

（コンシューマ事業）

コンシューマ事業では、ふるさと納税事業「ふるなび」及び周辺事業としてトラベル事業、レストランPR事業並びにポイントサービス事業を展開しております。主力事業であるふるさと納税事業「ふるなび」は、制度の認知拡大や巣ごもり需要を受けた市場成長に加え、契約自治体数や掲載返礼品数の増加、TVCMの放映やWEB広告を活用した新規会員獲得施策及び、リピーターへの需要想起施策を強化したことで、会員数、寄附件数共に増加し、持続的、安定的な成長を続けております。また、飲食や宿泊などの体験型独自返礼品の契約自治体数も順調に拡大しており、加えて、2021年12月より再生可能エネルギー由来の電気を利用した場合の電気代の支払いに利用できる電力返礼品の取り扱いを開始いたしました。さらに、キャッシュレス決済に使える各種ポイントサービスなどへ交換可能な「ふるなびコイン」の交換先を拡充するなど、さらなる顧客利便性の向上を図っております。

これらの結果、当連結会計年度のセグメント売上高は9,916百万円（前年同期比128.6%）、セグメント利益は2,495百万円（同126.4%）と大幅な増収増益となりました。

（インターネット広告事業）

インターネット広告事業では、アドネットワーク事業、アフィリエイト事業、メディアソリューション事業、広告代理店事業（サイバーコンサルタント社）、アプリ運営事業（オーテ社及びSimple App Studio社）等を展開しております。成長強化領域であるメディアソリューション事業では、Googleプラットフォームの仕様変更等の影響を受けたものの、過去最高のパートナー数を記録するなど、堅調に推移しております。アプリ運営事業では、コロナ禍における緊急事態宣言等の行動規制解除以降、アプリの接触機会の減少などによる成長鈍化傾向が見られましたが、新たなタイトルの上市によるリピーター獲得で、成長の再加速を目指しております。

これらの結果、当連結会計年度のセグメント売上高は4,065百万円（前年同期比103.3%）と増収、セグメント利益は1,415百万円（同97.6%）となりました。

財政状態

当連結会計年度末における総資産は18,193百万円（前連結会計年度末比798百万円の減少）となりました。これは、主に現金及び預金が1,153百万円減少したものの、流動資産のその他が295百万円増加したことによるものであります。

負債は4,787百万円（同514百万円の増加）となりました。これは、主に預り金が565百万円増加したことによるものであります。

純資産は13,406百万円（同1,313百万円の減少）となりました。これは、主に親会社株主に帰属する当期純利益の計上により2,678百万円増加したものの、配当金の支払いにより2,150百万円、自己株式の取得により1,999百万円減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前連結会計年度末より1,153百万円減少し、残高は14,268百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果獲得した資金は3,225百万円（前連結会計年度は3,959百万円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益3,842百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果支出した資金は234百万円（前連結会計年度は83百万円の支出）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出60百万円及び投資有価証券の取得による支出108百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果支出した資金は4,144百万円（前連結会計年度は817百万円の支出）となりました。これは主に、自己株式の取得による支出1,999百万円及び配当金の支払額2,148百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（%）
コンシューマ事業	9,916	128.6
インターネット広告事業	4,016	103.4
合計	13,933	120.2

（注）1．セグメント間の取引については相殺消去しております。

2．当連結会計年度における販売実績の著しい変動の要因は、「(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

3．最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は総販売実績の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響の仮定に関する情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載のとおりです。

そのほか、連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりです。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容については、上記「(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況 財政状態」をご参照ください。また、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度のキャッシュ・フローの概況については、上記「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

当社グループは、今後も更なる収益基盤の安定化及び持続的な成長を図るために、収益源の多様化を実現する必要があると考えており、自社による新規事業の創出及び拡大のみならず、業務提携、M&A等の新たな事業・サービスへの提携・投資に積極的に取り組んでいく方針であります。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、広告作業実施のための媒体料金及び制作費の支払等並びに人件費をはじめとする販売費及び一般管理費です。また、当社グループ及び当社グループのサービスの知名度を向上させ、新規ユーザーの獲得とユーザーエンゲージメント強化のための広告宣伝費及び、事業開発とシステム開発に係る人件費であります。投資を目的とした資金需要は、主に業務提携、M&A等の新たな事業・サービスへの提携・投資及び設備投資等によるものであります。これらの資金需要は自己資金でまかなうことを基本とし、必要に応じて資金調達を実施致します。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループが重視している経営指標のうち、中長期的な資本効率として設定しましたROEにつきまして、当連結会計年度は19.1%となりました。今後も目標の15%に対して業績の向上と併せて資本効率についても注視し、事業基盤の維持及び持続的な成長のために必要な株主資本の水準を保持しつつ、業績の動向を踏まえた安定的な配当の実施及び柔軟な自己株式の取得により、株主還元を着実に充実させてまいり所存でございます。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループは、市場変化に迅速に対応し、より収益性の高い魅力あるサービスを提供するために、新技術等を取り入れた高付加価値を生み出すシステムの研究開発活動を行っております。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は44百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は、136百万円であります。その主なものは、インターネット広告事業における自社開発にかかるソフトウェアの取得42百万円及びサーバー設備等の取得30百万円、コンシューマ事業における自社開発にかかるソフトウェアの取得34百万円、並びに全社資産であるPC等の取得を中心とする有形固定資産の取得26百万円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2022年7月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウ エア	合計	
本社 他 (東京都渋谷区)	コンシューマ事業 インターネット広告事業	事務所設備等	90	54	103	248	195 ()

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、()内に外数で記載しております。
3. 臨時雇用者数はアルバイト等を含み、派遣社員を除いています。
4. 臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
5. 建物は賃借物件であり、年間賃借料は165百万円であります。

(2) 国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	87,000,000
計	87,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年10月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,382,396	20,382,396	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	20,382,396	20,382,396		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(ストック・オプション等関係)」に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年8月1日～ 2018年2月6日 (注)1	31,470	22,185,270	5	103	5	25
2018年2月7日 (注)2	1,019,270	21,166,000		103		25
2018年2月8日～ 2018年7月31日 (注)1	8,800	21,174,800	1	104	1	26
2018年8月1日～ 2019年7月31日 (注)1	2,995,800	24,170,600	25	129	25	51
2019年8月1日～ 2020年2月27日 (注)1	42,960	24,213,560	7	137	7	59
2020年2月28日 (注)3	2,455,454	21,758,106		137		59
2020年2月29日～ 2020年7月31日 (注)1	21,660	21,779,766	3	140	3	62
2020年8月1日～ 2021年7月31日 (注)1	68,430	21,848,196	11	152	11	74
2022年7月25日 (注)4	1,465,800	20,382,396		152		74

- (注) 1. 発行済株式総数及び資本金並びに資本準備金の増加は、新株予約権の行使によるものであります。
2. 2018年1月24日開催の取締役会決議により、2018年2月7日付で自己株式1,019,270株の消却を行っております。これにより発行済株式総数は21,166,000株となっております。
3. 2020年2月19日開催の取締役会決議により、2020年2月28日付で自己株式2,455,454株の消却を行っております。これにより発行済株式総数は21,758,106株となっております。
4. 2022年4月26日開催の取締役会決議により、2022年7月25日付で自己株式1,465,800株の消却を行っております。これにより発行済株式総数は20,382,396株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2022年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	10	16	69	54	21	9,265	9,435	-
所有株式数 (単元)	-	17,200	2,156	82,571	13,077	110	88,610	203,724	9,996
所有株式数 の割合(%)	-	8.44	1.06	40.53	6.42	0.05	43.50	100.00	-

(注) 自己株式255,150株は、「個人その他」に2,551単元、「単元未満株式の状況」に50株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ティーネット	東京都渋谷区猿楽町11番24号	4,160	20.67
株式会社アジルテック	東京都渋谷区桜丘町22番14号	4,000	19.87
田中 俊彦	東京都新宿区	2,006	9.97
野口 哲也	東京都目黒区	1,924	9.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,126	5.60
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	518	2.58
DBS BANK LTD. 700152 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	6 SHENTON WAY DBS BUILDING TOWER ONE SINGAPORE 068809 (東京都港区港南2丁目15番1号)	243	1.21
山下 良久	奈良県奈良市	197	0.98
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	157	0.78
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE- AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	141	0.70
計	-	14,476	71.92

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が255,150株あります。
2. 発行済株式(自己株式を除く。)に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。
3. 前事業年度末現在主要株主であった田中俊彦(当社代表取締役会長)、野口哲也(当社代表取締役社長)は、2022年7月14日に当社が行いました自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式取得の結果、当事業年度末では主要株主ではなくなっております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 255,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,117,300	201,173	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 9,996		
発行済株式総数	20,382,396		
総株主の議決権		201,173	

【自己株式等】

2022年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22番14号	255,100	-	255,100	1.25
計	-	255,100	-	255,100	1.25

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2022年4月26日)での決議状況 (取得期間2022年5月9日～2022年7月25日)	1,500,000	2,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	1,465,800	1,999
残存決議株式の総数及び価額の総額	34,200	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	2.28	0.00
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	2.28	0.00

(注) 2022年4月26日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は、2022年7月14日をもちまして終了しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	1,465,800	2,033		
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式				
その他 (新株予約権の権利行使)	4,900	7		
その他 (譲渡制限付株式報酬による自己株式 の処分)	85,000	128		
保有自己株式数	255,150		255,150	

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2022年10月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による株式は含めておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2022年10月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、事業基盤の維持及び持続的な成長のための原資を確保しつつ、業績の推移や財務状況、内部留保等を総合的に勘案した上で総還元による株主還元の実施を基本方針としております。具体的には、配当性向30%及びDOE（株主資本配当率）5%を目安とした安定的・継続的な配当の実施に、自己株式の取得を柔軟に加えた、総還元による株主還元を目指します。

なお、当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回としておりますが、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は7月31日、中間配当は1月31日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けております。

また、当事業年度の剰余金の配当につきましては、2022年7月31日を基準日として1株当たり38円の配当を実施することを2022年9月7日開催の取締役会において決議しておりますので、当事業年度の年間配当は1株当たり38円となります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2022年9月7日 取締役会決議	764	38

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の基本的な考え方としては、ユーザー、取引先、従業員、株主、地域社会等の各ステークホルダーとの信頼関係と共創による社会的課題の解決を前提とした継続的な企業価値向上を果たすための公明、公正なコーポレート・ガバナンスの確立が重要課題であると認識しております。そのためには経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると重視しております。

当社は、経営の効率性を確保するため、企業の成長による事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直し、各組織部門の効率的な運営及び責任体制の確立を図っております。また、経営の透明性を確保するため、監査等委員会による取締役会の経営監視機能の活性化、モニタリング機能の強化並びに法令、定款及び当社諸規程の遵守を図るべく内部統制機能を充実し、迅速かつ適正な情報開示を実現に向けた施策を講じております。

今後も企業利益と社会的責任の調和する誠実な企業活動を展開しながら、すべてのステークホルダーの利益に合う経営の健全性及び企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

なお、当社は2021年10月22日開催の第14期定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行しております。また、同日開催の臨時取締役会における決議に基づき、独立社外取締役が取締役会における議論に積極的に貢献するために必要な情報交換・認識共有を図ること及び役員を選解任、役員報酬、会社の事業及びコーポレート・ガバナンスに関する事項等における公正性・妥当性を審議し経営の透明性の確保及び説明責任の向上を図ることを目的として、独立社外取締役5名で構成される任意の機関として「独立社外取締役諮問委員会」を設置しています。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会及び監査等委員会、会計監査人を設置しております。監査等委員は、独立社外取締役3名で構成されており、それぞれの見識に基づいた助言及び専門の見地から業務執行の適法性等をチェックし、経営に対する監視機能を果たしております。監査等委員である取締役が取締役会での議決権を有することにより監査・監督機能が強化され、当社のコーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることができるものと判断し、現状のガバナンス体制を採用しております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役9名（うち5名は独立社外取締役）により構成されており、取締役会規則に基づき当社の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、毎月1回開催する定例取締役会のほか、随時必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営判断を行っております。

取締役会の構成員の氏名は次のとおりであります。

代表取締役社長	野口哲也（議長）
代表取締役会長	田中俊彦
取締役	溝田吉倫、文田康博、田中邦裕（筆頭独立社外取締役）、 嶋聡（独立社外取締役）
常勤監査等委員である取締役	轟幸夫（独立社外取締役）
監査等委員である取締役	石本忠次（独立社外取締役）、高木明（独立社外取締役）

b. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、独立社外取締役3名（うち常勤監査等委員1名）により構成されており、監査等委員会規則に基づき、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、取締役・取締役会の業務執行及びその他

ループ経営全般の職務執行状況について、実効的な監査を行います。監査等委員会は、毎月1回開催しており、監査の方針、監査計画ほか重要事項を協議するとともに、各監査等委員による監査及び内部監査の内容を相互に共有しております。

監査等委員会の構成員の氏名は次のとおりであります。

常勤監査等委員である取締役 轟幸夫（独立社外取締役）

監査等委員である取締役 石本忠次（独立社外取締役）、高木明（独立社外取締役）

c. 独立社外取締役諮問委員会

当社の独立社外取締役諮問委員会は、独立社外取締役5名（うち監査等委員である取締役3名）により構成されており、独立社外取締役諮問委員会規則に基づき、役員を選任及び役員報酬に関する事項、その他当社及びその子会社におけるコーポレート・ガバナンスに関する事項について審議を行い、取締役会に審議結果を報告するとともに、必要に応じて意見具申を行います。独立社外取締役諮問委員会は、毎月1回開催するほか、必要があるときは随時開催しており、取締役会機能の独立性・客観性と経営の透明性の確保及び説明責任の強化に寄与しております。

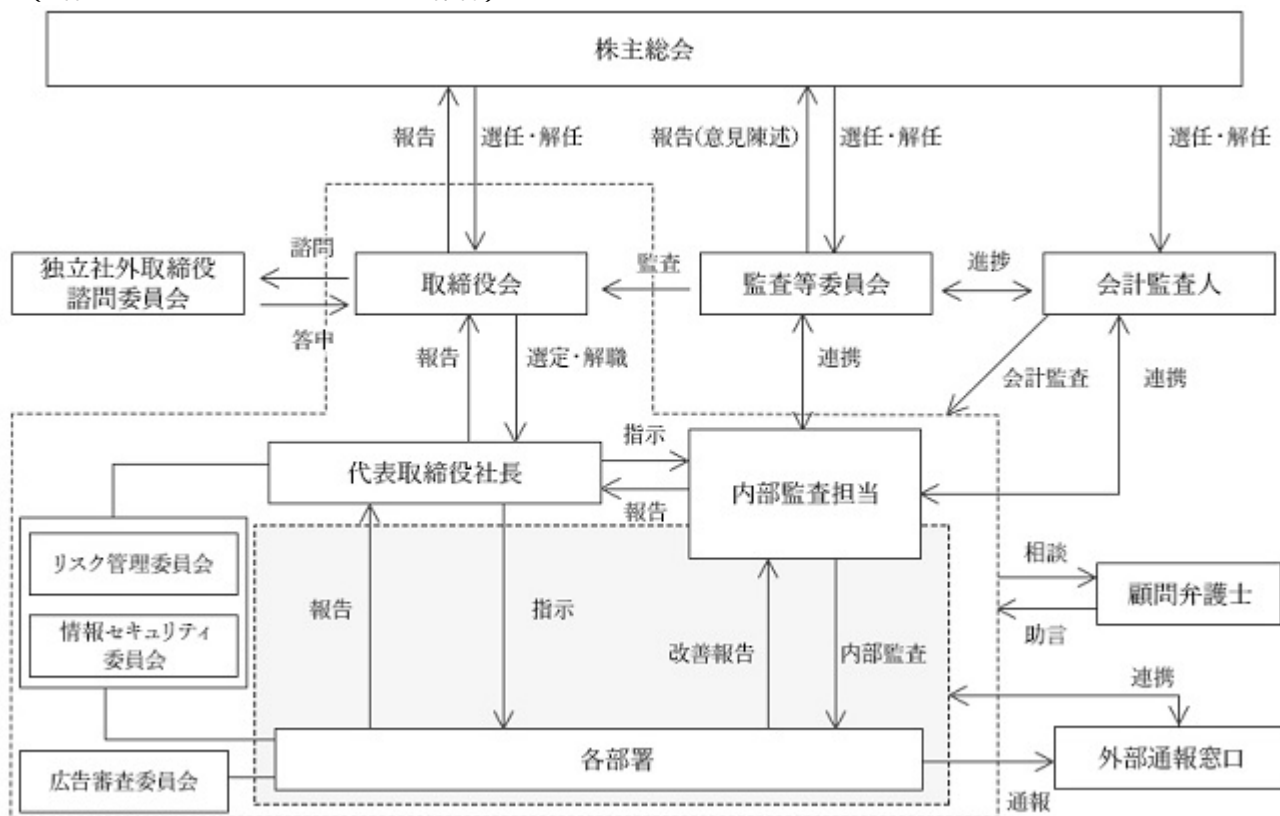
独立社外取締役諮問委員会の構成員の氏名は次のとおりであります。

取締役 田中邦裕（筆頭独立社外取締役）、嶋聡（独立社外取締役）

常勤監査等委員である取締役 轟幸夫（独立社外取締役）

監査等委員である取締役 石本忠次（独立社外取締役）、高木明（独立社外取締役）

（当社のコーポレート・ガバナンスの体制）



内部統制システムの整備の状況

当社では、「内部統制システムに関わる基本方針」を定め、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部統制機能が有効に機能していることを確認するために、内部監査担当者が内部監査を実施しております。内部監査担当者は、監査等委員会及び会計監査人とも連携し、監査の実効性を確保しております。

さらに、反社会的勢力との関係遮断の基本方針を当社グループ取締役及び使用人に周知徹底するとともに、反社会的勢力への対応部署を設置し、警察等の外部機関との協力体制を維持強化しております。

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を毎月開催し、その内容を四半期ごとに取締役会に報告しております。またその他、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに取締役会、監査等委員会に当該事実を報告するとともに、リスク管理委員会を臨時対策本部に切り替え検討、協議する等、適切な対策を講じるよう定めております。

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、「関係会社管理規程」を定め、当社の「内部統制システムに関わる基本方針」に基づき、各社の事業内容、規模等に応じた内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査担当者による監査等を通じて各社内部統制システムの適正性をチェックし、必要に応じて改善等を指示することとしています。加えて、当社役員及び従業員を子会社取締役や監査役として派遣または兼任させることにより、業務の適正性を確保しています。

取締役の定数

当社の監査等委員でない取締役は7名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

取締役及び監査等委員の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、取締役及び監査等委員（取締役及び監査等委員であったものを含む。）の同法第423条第1項における賠償責任を法令の限度において、免除できる旨を定款に定めております。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮されることを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。当該定めに基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で当該責任を限定する契約を締結しております。

役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約ではその被保険者が業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされた場合に被保険者個人が被る損害及び当社に生じる一定の費用等を填補するもので、その保険料は全額当社が負担しております。

なお、次回更新時も同内容で更新する予定です。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うとする旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、中間及び期末の剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 0名 (役員のうち女性の比率 0.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長 代表プロジェクト 本部本部長	田中 俊彦	1979年2月5日生	2000年4月 カルビー株式会社入社 2001年2月 株式会社オービーエム入社 2001年9月 株式会社エムスタ入社 2002年9月 アドデジタル株式会社入社 2006年1月 株式会社サイバーコンサルタント設立 同社代表取締役社長 2007年8月 当社設立 当社代表取締役社長 2017年10月 当社代表取締役会長(現任) 2018年8月 代表プロジェクト本部本部長(現任)	(注)3	6,166,900 (注)5
代表取締役 社長	野口 哲也	1974年4月14日生	1999年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2004年7月 アーサー・D・リトル・ジャパン株式会社入社 2007年8月 当社取締役 2017年10月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	5,924,500 (注)6
取締役 アドプラットフォーム 事業本部本部長	溝田 吉倫	1980年10月21日生	2003年10月 株式会社レオパール入社 2005年8月 株式会社グローバル住販入社 2009年3月 当社入社 2013年8月 当社アドネットワーク事業部本部長 当社執行役員 2015年1月 当社取締役 2015年8月 当社アドプラットフォーム事業本部本部長 (現任) 2015年10月 当社代表取締役副社長 2017年10月 当社取締役副社長 2018年10月 当社取締役(現任) 2019年8月 オータ株式会社取締役	(注)3	33,900
取締役 コーポレート統括本部 本部長 兼 経営企画部部長	文田 康博	1969年11月2日生	1994年5月 ジャスフオート株式会社入社(現 株式会社 キタムラ) 2008年1月 株式会社ブロードリーフ入社 2014年8月 株式会社オークローンマーケティング入社 2019年9月 当社入社 当社経営企画部部長 2020年7月 当社執行役員 コーポレート本部 副本部長 兼 経営企画部部長 2021年2月 当社執行役員 コーポレート統括本部 本部長 兼 経営企画部部長 2021年10月 当社取締役 コーポレート統括本部 本部長 兼 経営企画部部長(現任)	(注)3	50,000
取締役	田中 邦裕	1978年1月14日生	1998年4月 株式会社インフォレスト設立 同社代表取締役 1999年8月 さくらインターネット株式会社設立 同社代表取締役社長 2000年12月 同社代表取締役副社長 2004年6月 同社取締役最高執行責任者 2007年11月 同社代表取締役社長 兼 最高経営責任者 2008年6月 同社代表取締役社長(現任) 2009年8月 株式会社田中邦裕事務所設立 同社代表取締役社長(現任) 2010年7月 さくらインターネット株式会社内部監査室室 長 2010年11月 同社新規事業室室長 2011年5月 同社開発部部長 2011年10月 同社企画部部長 2014年4月 同社人事部部長 2014年7月 同社インターネットサービス事業部部長 2015年4月 株式会社Joe'sクラウドコンピューティング代 表取締役社長 兼 最高経営責任者 2015年7月 さくらインターネット株式会社最高経営責任 者(現任) 2016年10月 当社社外取締役(現任) 2018年4月 株式会社Joe'sクラウドコンピューティング取 締役 2019年6月 株式会社i-plug社外取締役(現任) 2019年12月 株式会社ABEJA社外取締役(現任) 2021年10月 ユメノソラホールディングス株式会社社外取 締役(現任) 2022年6月 一般社団法人関西経済同友会常任幹事(グ ローバルベンチャーエコシステム委員会委員 長代行兼任)(現任) 2022年6月 一般社団法人ソフトウェア協会会長(現任)	(注)3	6,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	嶋 聡	1958年4月25日生	1986年4月 財団法人松下政経塾（現：公益財団法人松下政経塾） 卒業 1994年4月 同法人東京政経塾代表 1996年10月 衆議院議員 当選 以後3期連続当選 2005年11月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）社長室長 2014年4月 同社 顧問 2014年4月 ソフトバンクモバイル株式会社（現ソフトバンク株式会社）特別顧問 2015年4月 多摩大学客員教授 2017年4月 株式会社みんれび（現 株式会社よりそう）社外取締役 2017年6月 株式会社ボルテックス社外取締役 2017年6月 株式会社ミクシィ社外取締役（現任） 2017年12月 株式会社オークファン社外取締役（現任） 2018年10月 当社社外取締役（現任） 2018年12月 株式会社ネオキャリア社外取締役（現任） 2019年8月 株式会社アウトソーシングテクノロジ社外取締役（現任） 2020年3月 ハンファソリューションズ株式会社社外取締役（現任）	(注) 3	3,500
取締役 (常勤監査等委員)	轟 幸夫	1958年5月5日生	1981年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 1998年11月 ソフトバンク株式会社（現 ソフトバンクグループ株式会社）入社 1999年4月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社入社 1999年6月 ヤフー株式会社（現 Zホールディングス株式会社）社外監査役 2013年12月 株式会社SBI証券常務取締役 2017年6月 株式会社ジーニー社外監査役 2018年6月 同社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年10月 当社社外監査役 2019年10月 株式会社サイバーコンサルタント監査役（現任） 2020年7月 税理士登録 2020年10月 オータ株式会社監査役（現任） 2021年10月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	(注) 4	
取締役 (監査等委員)	石本 忠次	1973年10月9日生	2002年10月 メンターキャピタル税務事務所（現 メンターキャピタル税理士法人）所長（現任） 株式会社メンターキャピタルFAS代表取締役（現任） 2015年1月 株式会社マネーフォワード社外監査役 2015年1月 当社社外監査役 2016年6月 ユナイテッド株式会社社外取締役（現任） 2020年2月 ビジヨナル株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2021年4月 サンプリッジ株式会社社外監査役（現任） 2021年10月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2022年3月 株式会社Blue Planet-works社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 4	
取締役 (監査等委員)	高木 明	1983年10月7日生	2009年4月 あらた監査法人（現 PwCあらた有限責任監査法人）入所 2014年10月 佐藤総合法律事務所入所 2015年1月 当社社外監査役 2017年8月 高木公認会計士事務所所長（現任） 2019年3月 ビットバンク株式会社 社外監査役（現任） 2019年11月 株式会社REXEV 社外監査役（現任） 2020年3月 エルピクセル株式会社社外監査役（現任） 2021年6月 アピックス株式会社社外取締役（現任） 2021年8月 バヅクリ株式会社社外監査役（現任） 2021年10月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2022年1月 株式会社KIC代表取締役（現任） 2022年6月 株式会社アルゴリズム社外監査役（現任）	(注) 4	
計					12,184,800

- (注) 1. 2021年10月22日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されましたことにより、当社は同日付けをもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 取締役の田中邦裕、嶋聡、轟幸夫、石本忠次及び高木明は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、2022年10月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、2021年10月22日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役会長田中俊彦の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社ティーネットが所有する株式数を含めて表示しております。
6. 代表取締役社長野口哲也の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社アジルテックが所有する株式数を含めて表示しております。

7. 当社は田中邦裕、嶋聡、轟幸夫、石本忠次及び高木明を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
8. 当社は法令で定める監査等委員である取締役の員数を欠く場合に備え、会社法329条3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次の通りであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
古川 昌平	1980年7月19日生	2007年12月 2014年4月 2015年1月 2016年4月	
		弁護士登録(大江橋法律事務所大阪事務所) 消費者庁課徴金制度検討室政策企画専門官 消費者庁制度課・表示対策課政策企画専門官 大江橋法律事務所(東京事務所)弁護士(現任)	

社外役員の状況

有価証券報告書提出日現在、当社は社外取締役を5名(うち監査等委員である取締役3名)選任しております。

社外取締役田中邦裕は、当社株式を6,000株保有していますが、それ以外の人的又は取引関係はありません。経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督並びに当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与しております。

社外取締役嶋聡は、当社株式を3,500株保有していますが、それ以外の人的又は取引関係はありません。衆議院議員としての豊富な経験を有しているほか、その経歴から企業創業者の近い立場で新規ビジネスをはじめとする成長企業における各事業活動に関する幅広い見識を有しており、当社の経営を監督並びに当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与しております。

常勤監査等委員である社外取締役轟幸夫は、人的又は取引関係はありません。上場企業の監査役としての豊富な経験と税理士としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その知識経験に基づき、客観的な立場から社外取締役として独立した経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。

監査等委員である社外取締役石本忠次は、人的又は取引関係はありません。税理士としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その知識経験に基づき、客観的な立場から社外取締役として独立した経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。

監査等委員である社外取締役高木明は、人的又は取引関係はありません。監査法人での会計監査経験と公認会計士としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その知識経験に基づき、客観的な立場から社外取締役として独立した経営の意思決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。

また、当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準を、当社から役員報酬以外に年額100万円以上の報酬を受けていないことと定め、経歴や当社との関係等から個別に判断し、当社からの独立性を確保できる方を候補者として選任しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等において、監査等委員会監査及び会計監査結果、内部統制結果、内部監査結果等について報告を受け、取締役の業務執行を監督する体制としております。

監査等委員である社外取締役は、取締役会及び監査等委員会に出席するとともに、他の取締役等との意見交換を実施し、必要に応じ内部監査担当及び会計監査人との情報交換を行うことで連携を図り、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

a. 監査等委員会監査の組織、人員及び手続について

イ. 組織

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名の合計3名で構成されており、その全員が社外取締役であります。監査等委員会は、内部監査担当及び会計監査人との緊密なコミュニケーションにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

ロ. 人員

(2) 役員の状況 社外役員の状況に記載のとおり、監査等委員は全員、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

ハ. 手続

社内規程である監査等委員会規則に則り、監査等委員会監査計画を立案し、当該計画に沿って監査を実施しております。また、監査に当たっては、同じく社内規程であり、監査に当たっての基準および行動の指針を定めた、監査等委員会監査等基準等に則って監査の実効性の確保に努めております。

b. 監査等委員及び監査等委員会の活動状況

イ. 監査等委員会の開催頻度・個々の監査等委員の出席状況

当社は、監査等委員会を月1回開催し、必要あるときは随時開催することができることとしております。当事業年度においては、2021年10月22日付けで、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したた

め、当該移行前に監査役会を4回、移行後に監査等委員会を13回開催しており、個々の監査役・監査等委員の出席状況は次のとおりであります。なお、本移行に際し、監査役3名は、いずれも取締役（監査等委員）に選任されております。加えて、補欠の取締役（監査等委員）として、古川昌平氏が選任されております。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査等委員	轟 幸夫	17回	17回
監査等委員	石本 忠次	17回	17回
監査等委員	高木 明	17回	17回

監査役会及び監査等委員会の平均所要時間は32分程度、決議事項件数は16件であります。

決議事項の主なものは、1)定時株主総会提出議案及び書類に関する調査・同意等、2)監査役会監査報告書発行、3)会計監査人報酬の同意、4)監査等委員会規則等の制定、5)監査等委員会監査基本方針、年間監査計画及び監査業務分担の決定、等であります。

なお、監査等委員会の会合の他、会社の設定しているチャットシステムを利用することにより、監査等委員相互間及び他の取締役会メンバーや事務局メンバーとの間においても随時情報交換ができる体制が整備されており、監査の実効性確保に貢献しております。

ロ．監査等委員会の主な検討事項

- ・取締役会等の意思決定の適切性
- ・内部統制システムの整備・運用状況
- ・企業情報開示体制の適切性
- ・事業報告等及び計算書類等の適切性
- ・重要な子会社の運営状況
- ・会計監査人の職務遂行の適正性の確認
- ・潜在的リスク及び顕在化リスクへの対応状況

ハ．常勤及び非常勤監査等委員の主な活動状況

- ・取締役会での意見表明
監査等委員全員は、取締役会に出席し、取締役等から経営上の重要事項に関する説明を聴取すると共に、それぞれの専門的知見やバックグラウンドを背景に、議事運営・議案内容等を監査し、積極的な意見表明を行っております。
- ・代表取締役との意見交換
原則月2回程度の頻度で実施し、経営上の重要事項について意見交換を実施しております。
- ・重要会議への出席
リスク管理委員会、広告審査委員会、情報セキュリティ委員会など、社内の重要会議に出席して情報収集や意見表明を行っております。
- ・重要な契約書・稟議書の閲覧・確認
締結された契約書及び稟議書のサンプリング調査により、適切性を確認しております。
- ・業務監査の実施
各事業部門の責任者等から聴取を行う等により、事業運営の適切性の確認を実施しております。
- ・開示書類の確認
決算短信や決算説明資料、有価証券報告書、四半期報告書、事業報告、計算書類等の開示書類の適切性を公表前に事前確認しております。
- ・内部監査担当及び会計監査人との連携
内部監査担当が実施する監査に、常勤監査等委員も極力立ち合いを行う等の方法により、情報収集の効率化と監査の実効性向上に努めております。また、常勤監査等委員は、内部監査担当から代表取締役への内部監査報告会に原則として全て出席しております。
また、会計監査人とのコミュニケーションの緊密化に努め、監査等委員・内部監査担当・会計監査人が一堂に会して監査を実施する三様監査の機会の醸成に努めております。
- ・子会社に対する監査
常勤監査等委員が主要な子会社の監査役を兼務する等により、効率的に子会社の監査を行うことができる体制の構築に努めております。

内部監査の状況

当社では、独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役社長が指名する内部監査担当（2名）が所属する部署を除く当社グループに関して、年度計画に基づき業務監査を実施しております。内部監査担当が所属する部署については、代表取締役社長が別部署から任命し、相互に牽制する体制としております。監査結果については代表取締役に都度報告する体制となっております。また、内部監査担当者は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っており、内部統制の強化に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

9年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中川 正行
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中西 俊晴

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名
その他 6名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社が有限責任監査法人トーマツを選定するにあたっては、監査法人の概要（品質管理体制、会社法上の欠格事由への該当の有無、独立性等を含む）、監査の実施体制（監査計画、監査チームの編成等）、監査報酬見積額等を総合的に判断して、選解任や不再任の可否等について判断しております。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。監査法人の品質管理、監査チームの独立性や専門性等、監査報酬等、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係及び不正リスクについて評価し、すべてにおいて適切または問題ないと評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	30	5	32	
連結子会社				
計	30	5	32	

前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、株式の売出しに係るコンフォートレター作成業務及び「収益認識に関する会計基準」への対応に関する助言・指導業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数等について、当社の規模・業務の特性及び前連結会計年度の報酬等を勘案して、適切に決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 報酬の内容に関する基本方針

当社は、2021年4月20日開催の取締役会及び2021年10月22日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を、優秀な人材の確保及び当社の企業価値の向上と持続的成長に向けた業務遂行のインセンティブとして十分に機能するようにすることを基本方針として決定しております。監査等委員である取締役の報酬は、常勤・非常勤の別、監査職務の分担の状況、一般的な報酬水準の状況等を考慮のうえ、監査等委員である取締役の協議により決定することを決定しております。個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを原則とし、報酬は、金銭報酬としての「基本報酬」、非金銭報酬としての「ストック・オプション等の株式報酬」により構成し、監督機能を担う社外取締役及び監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払います。

b.取締役の個人別の報酬の決定に関する方針

イ．基本報酬方針

2021年10月22日開催の株主総会で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額を年額400百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等を年額30百万円以内と決定済みであり、同業他社等との比較、利用可能な外部専門機関による経営者報酬の調査データなどを踏まえた上で、個々の職務と責任に応じた額といたします。

ロ．金銭報酬としての基本報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬額については取締役会で代表取締役社長に一任することを決議した上で決定いたします。なお、当事業年度においては、2022年10月27日の取締役会決議に基づき代表取締役社長である野口哲也に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を一任することを決定済みであります。その権限の内容は、各取締役の基本報酬額の決定であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行う必要があり、社業全般に精通している代表取締役社長が最も適任と考えられるためであります。

代表取締役社長は、各取締役の役位、業務内容や職責（常勤・非常勤の別、業務執行の有無、管掌範囲等）、在任年数等に基づき、優秀な人材の確保が可能な金額であることを前提に、目標に対する成果評価を勘案の上報酬等の内容を検討し、独立社外取締役5名で構成される任意の機関である「独立社外取締役諮問委員会」に諮問し、その答申を得た上でこれを決定いたします。なお、基本報酬は、年額を月額均等割りの固定金銭報酬といたします。

ハ．非金銭報酬としてのストック・オプション等の株式報酬

2011年6月7日開催の株主総会、2017年10月27日開催の株主総会及び取締役会並びに2021年4月26日の取締役会の決議に基づき各取締役に対するストック・オプション付与の有無、付与数を決定済みであります。また、2021年10月22日開催の株主総会の決議に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の支給を決定済みであります。当社の取締役には、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、ストック・オプション等（株式報酬）を支給いたします。その額は固定報酬とのバランスを取りながら、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準、既に所有済の株式数等をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役個人への割当額を決定いたします。

二．監査等委員会設置会社移行後の取締役の個人別の報酬の決定に関する方針

2021年10月22日開催の第14期定時株主総会において、当社は監査等委員会設置会社に移行し、当社の役員報酬等に関して以下のとおり決定されております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額400百万円以内、ストック・オプションとして新株予約権は年額80百万円以内として決議されております。また別枠で、2021年10月22日開催の第14期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与の為の報酬として3事業年度で300百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名です。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の決定に関する方針については、2021年10月22日開催の臨時取締役会において決定済みです。また、同臨時取締役会において、独立社外取締役5名で構成される任意の機関として「独立社外取締役諮問委員会」の設置を決議しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額は同委員会に諮問しその答申を得た上で決定されます。

監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30百万円以内として同定時株主総会において決議されており、当該株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名です。監査等委員である取締役の個人別の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定されます。

c.当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、独立社外取締役諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	

取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く。)	220	195	-	24	5
監査等委員 (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	33	33	-	-	8

(注) 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権及び譲渡制限付株式報酬に基づく、当事業年度における費用計上額を記載しております。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等
連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、事業シナジーと財務リターンで判断しており、事業シナジーがなく、財務リターンを重視する投資を純投資目的である投資株式、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式を保有していないため、省略いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	7	217
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	3	3
非上場株式以外の株式	-	-

(注) 株式数が減少した銘柄のうち1銘柄は、会社清算に伴うものであります。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年8月1日から2022年7月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年8月1日から2022年7月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、各種研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年7月31日)	当連結会計年度 (2022年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,422	14,268
売掛金	1,626	¹ 1,542
その他	582	877
貸倒引当金	4	5
流動資産合計	17,627	16,684
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	106	90
工具、器具及び備品（純額）	33	55
その他（純額）	10	20
有形固定資産合計	² 150	² 166
無形固定資産		
ソフトウェア	84	103
のれん	215	172
その他	70	62
無形固定資産合計	370	338
投資その他の資産		
投資有価証券	³ 383	³ 528
繰延税金資産	314	336
その他	205	152
貸倒引当金	60	12
投資その他の資産合計	844	1,004
固定資産合計	1,365	1,509
資産合計	18,992	18,193

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年7月31日)	当連結会計年度 (2022年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,177	1,017
未払金	491	867
未払法人税等	1,000	642
預り金	430	996
賞与引当金	74	74
販売促進引当金	561	764
ポイント引当金	1	3
その他	470	357
流動負債合計	4,208	4,723
固定負債		
資産除去債務	63	63
固定負債合計	63	63
負債合計	4,272	4,787
純資産の部		
株主資本		
資本金	152	152
資本剰余金	1,661	73
利益剰余金	13,422	13,432
自己株式	523	354
株主資本合計	14,712	13,303
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7	34
その他の包括利益累計額合計	7	34
新株予約権	15	67
純資産合計	14,720	13,406
負債純資産合計	18,992	18,193

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月 31日)	当連結会計年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月 31日)
売上高	11,592	13,933
売上原価	7	14
売上総利益	11,584	13,918
販売費及び一般管理費	2、 3 8,202	2、 3 10,125
営業利益	3,382	3,793
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	1	49
為替差益	8	42
受取給付金	3	-
出資金評価益	7	-
その他	5	5
営業外収益合計	26	98
営業外費用		
投資有価証券評価損	3	10
寄附金	26	39
株式売出関連費用	12	-
その他	1	3
営業外費用合計	42	52
経常利益	3,366	3,839
特別利益		
投資有価証券売却益	-	3
特別利益合計	-	3
特別損失		
投資有価証券評価損	48	-
その他	0	-
特別損失合計	48	-
税金等調整前当期純利益	3,317	3,842
法人税、住民税及び事業税	1,188	1,203
法人税等調整額	170	40
法人税等合計	1,017	1,163
当期純利益	2,299	2,678
親会社株主に帰属する当期純利益	2,299	2,678

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年 8 月 1 日 至 2021年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 2021年 8 月 1 日 至 2022年 7 月31日)
当期純利益	2,299	2,678
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	41
その他の包括利益合計	0	41
包括利益	2,300	2,720
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,300	2,720

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	140	1,967	11,122	-	13,230
当期変動額					
新株の発行	11	11			22
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,299		2,299
自己株式の取得				986	986
自己株式の処分		317		462	145
連結範囲の変動に伴う 利益剰余金の増加額			0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	11	306	2,299	523	1,481
当期末残高	152	1,661	13,422	523	14,712

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	7	7	-	13,222
当期変動額				
新株の発行				22
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,299
自己株式の取得				986
自己株式の処分				145
連結範囲の変動に伴う 利益剰余金の増加額				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	0	15	15
当期変動額合計	0	0	15	1,497
当期末残高	7	7	15	14,720

当連結会計年度(自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	152	1,661	13,422	523	14,712
当期変動額					
剰余金の配当			2,150		2,150
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,678		2,678
自己株式の取得				1,999	1,999
自己株式の処分		3		7	3
自己株式の消却		2,033		2,033	-
譲渡制限付株式報酬		69		128	59
利益剰余金から資本剰 余金への振替		518	518		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	1,587	9	169	1,408
当期末残高	152	73	13,432	354	13,303

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	7	7	15	14,720
当期変動額				
剰余金の配当				2,150
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,678
自己株式の取得				1,999
自己株式の処分				3
自己株式の消却				-
譲渡制限付株式報酬				59
利益剰余金から資本剰 余金への振替				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	41	41	52	94
当期変動額合計	41	41	52	1,313
当期末残高	34	34	67	13,406

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月 31日)	当連結会計年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,317	3,842
減価償却費	87	95
のれん償却額	69	75
株式報酬費用	13	84
貸倒引当金の増減額(は減少)	10	2
賞与引当金の増減額(は減少)	12	0
販売促進引当金の増減額(は減少)	391	203
ポイント引当金の増減額(は減少)	0	1
投資有価証券評価損益(は益)	44	10
投資有価証券売却損益(は益)	-	3
受取利息及び受取配当金	1	50
売上債権の増減額(は増加)	388	75
仕入債務の増減額(は減少)	150	160
預り金の増減額(は減少)	185	563
その他	199	9
小計	4,073	4,730
利息及び配当金の受取額	1	50
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	115	1,555
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,959	3,225
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	15	58
無形固定資産の取得による支出	49	60
投資有価証券の取得による支出	20	108
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	33
その他	2	27
投資活動によるキャッシュ・フロー	83	234
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	986	1,999
新株予約権の行使による収入	168	3
配当金の支払額	-	2,148
その他	1	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	817	4,144
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,058	1,153
現金及び現金同等物の期首残高	12,363	15,422
現金及び現金同等物の期末残高	15,422	14,268

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

主要な連結子会社名

株式会社サイバーコンサルタント

オーテ株式会社

Simple App Studio株式会社

当連結会計年度より、Simple App Studio株式会社の株式を取得したことに伴い、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称

株式会社アカラ

非連結子会社は、小規模であり、合計の純資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

株式会社アカラ

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式(持分法非適用の非連結子会社)

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 2～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア 5年

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

販売促進引当金

ユーザーに対して付与したインセンティブの使用に伴う販売促進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎として翌連結会計年度以降において使用されると見込まれる額を計上しております。

ポイント引当金

ユーザーに対して付与したポイントの利用に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

コンシューマ事業

コンシューマ事業は、主にふるさと納税のプラットフォームの提供により、地方自治体に対して寄附者からの寄附申込を受け付けることを履行義務として識別しております。寄附申込を顧客が承認した時点で、瞬時に財又はサービスが移転するため、契約期間にわたり承認される寄附金額に応じて収益を認識しております。

また、当取引は代理人取引に該当するため、手数料部分を収益として認識しております。

インターネット広告事業

インターネット広告事業は、主に広告主とメディアを効率的にマッチングするプラットフォームの提供によるインターネット広告取次サービスであり、取次サービスの提供を履行義務として識別しております。当社の提供する取次サービスはインターネット広告配信のプラットフォームを通じて媒体の広告枠に配信・掲載した時点で、瞬時に顧客によって消費されるため、契約期間にわたり媒体に配信・掲載された広告数に応じて収益を認識しております。

また、当取引は代理人取引に該当するため、手数料部分を収益として認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

販売促進引当金の計上基準

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売促進引当金	561	764

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、ユーザーに対して付与したインセンティブの使用に伴う販売促進費の支出に備えるため、販売促進引当金を計上しております。

販売促進引当金の算定にあたっては、過去のインセンティブの使用実績から将来使用される額を見積もっており、ユーザーのインセンティブの使用見込みは過去の実績と同程度という仮定に基づいております。

ユーザーの将来のインセンティブの使用動向が大幅に変動した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において、引当金の増加又は戻入の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、主にインターネット広告事業における当社及び連結子会社の役割が代理人に該当する取引について、従来は広告主から受け取る対価の総額を売上高として認識しておりましたが、広告主から受け取る対価からメディアへ支払う額を控除した純額で売上高を認識する方法に変更いたしました。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の売上高が6,241百万円、売上原価が6,188百万円、販売費及び一般管理費が52百万円それぞれ減少しておりますが、営業利益以下の各段階利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の前期首残高及び1株当たり情報に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」0百万円は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」0百万円は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「関係会社株式消滅損」0百万円は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「株主優待引当金の増減額」0百万円は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「預り金の増減額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた384百万円は、「預り金の増減額」185百万円、「その他」199百万円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、固定資産の減損会計、繰延税金資産の回収可能性、有価証券の評価、販売促進引当金等の会計上の見積りについて、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症による当連結会計年度の事業及び業績に大きな影響を及ぼす事項はございません。また、今後の影響も限定的と考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

(連結貸借対照表関係)

1 顧客との契約から生じた債権

売掛金については、すべて顧客との契約から生じた債権の金額であり、顧客との契約から生じた債権以外の債権は含まれておりません。

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年7月31日)	当連結会計年度 (2022年7月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	317百万円	345百万円

3 非連結子会社に対するものは、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年7月31日)	当連結会計年度 (2022年7月31日)
投資有価証券(株式)	3百万円	3百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益の金額であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
給料及び手当	758百万円	956百万円
広告宣伝費	3,180百万円	3,212百万円
販売促進費	2,072百万円	3,748百万円
賞与引当金繰入額	47百万円	74百万円
販売促進引当金繰入額	391百万円	203百万円
株主優待引当金繰入額	0百万円	-百万円
ポイント引当金繰入額	0百万円	1百万円

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
	26百万円	44百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1百万円	60百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
税効果調整前	1百万円	60百万円
税効果額	0百万円	18百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円	41百万円
その他の包括利益合計	0百万円	41百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	21,779,766	68,430	-	21,848,196

(注) 発行済株式の増加株式数は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	-	650,000	304,950	345,050

(注) 1. 自己株式の増加株式数は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

2. 自己株式の減少株式数は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第4回無償新株予約権	普通株式	-	-	-	-	6
	ストック・オプションとしての第1回有償新株予約権	普通株式	-	-	-	-	8
合計			-	-	-	-	15

(注) 第4回無償新株予約権及び第1回有償新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年9月8日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,150	100.00	2021年7月31日	2021年10月6日

(注) 1株当たり配当額には記念配当70円が含まれております。

当連結会計年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	21,848,196	-	1,465,800	20,382,396

(注) 発行済株式の減少株式数は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	345,050	1,465,800	1,555,700	255,150

(注) 1. 自己株式の増加株式数は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

2. 自己株式の減少株式数は、取締役会決議に基づく自己株式の消却1,465,800株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分85,000株、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分4,900株によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第4回無償新株予約権	普通株式	-	-	-	-	31
	ストック・オプションとしての第1回有償新株予約権	普通株式	-	-	-	-	36
合計			-	-	-	-	67

(注) 第4回無償新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年9月8日 取締役会	普通株式	2,150	100.00	2021年7月31日	2021年10月6日

(注) 1株当たり配当額には記念配当70円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年9月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	764	38.00	2022年7月31日	2022年10月11日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
現金及び預金	15,422百万円	14,268百万円
現金及び現金同等物	15,422百万円	14,268百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金や未払金、未払法人税等及び預り金は短期間で決済されるものであり、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、新規取引先等の審査を行っており、営業取引先ごとに期日及び残高の管理を行っております。また、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況を把握してまいります。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)

当社管理部門が適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

市場価格がない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2021年7月31日)	当連結会計年度 (2022年7月31日)
非上場株式	217	217
匿名組合出資等	163	307
非上場関係会社株式	3	3

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(注) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2021年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	15,422	-	-	-
売掛金	1,626	-	-	-
合計	17,048	-	-	-

当連結会計年度(2022年7月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	14,268	-	-	-
売掛金	1,542	-	-	-
合計	15,811	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2021年7月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額217百万円)、匿名組合出資等(連結貸借対照表計上額163百万円)及び子会社株式(連結貸借対照表計上額3百万円)については、市場価格のない株式等のため、記載していません。

当連結会計年度(2022年7月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額217百万円)、匿名組合出資等(連結貸借対照表計上額307百万円)及び子会社株式(連結貸借対照表計上額3百万円)については、市場価格のない株式等のため、記載していません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(2021年7月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2022年7月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3	3	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	3	3	-

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、非上場株式について48百万円の減損処理を行っております。
当連結会計年度においては、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、当連結会計年度より新たに選択制確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の、当連結会計年度における確定拠出制度への要拠出額は15百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション及び譲渡制限付株式報酬にかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	13百万円	56百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

2015年7月15日付で普通株式1株につき1,000株、2016年1月1日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っておりますが、以下は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

会社法に基づく新株予約権は以下のとおりであります。

第2回無償新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2015年7月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2、当社監査役1、当社従業員45、 子会社取締役5、子会社従業員4、社外協力者1
株式の種類別のストック・オプションの数(株)	普通株式 733,800
付与日	2015年7月31日
権利確定条件	(注)5
対象勤務期間	
権利行使期間	自 2017年8月1日 至 2024年7月31日
新株予約権の数(個)	2,265 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 67,950 (注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	334 (注)1、4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 334 資本組入額 167 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)1、5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡、担保権の設定をすることができない (注)1
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)1、6

(注)1. 当連結会計年度末(2022年7月31日)における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2022年9月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、30株であります。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割又は吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

新株予約権者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部又は全部を行使することができる。なお、行使可能な株数が1株の株式数の整数倍でない場合は、1株の株式数の整数倍に切り上げた数とする。

当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の3分の1まで、新株予約権を行使することができる。

当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の3分の2まで、新株予約権を行使することができる。

当社株式上場日より3年間経過した日から2024年7月31日までは、割り当てられたすべての新株予約権を行使することができる。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

（注）5. に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a.の資本金等増加限度額から上記a.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の取得事由

- a. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- b. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める

日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第3回無償新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2015年12月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2、当社監査役1、当社従業員101、 子会社取締役6、子会社従業員11、社外協力者1
株式の種類別のストック・オプションの数(株)	普通株式 278,100
付与日	2016年1月1日
権利確定条件	(注)5
対象勤務期間	
権利行使期間	自 2018年1月2日 至 2024年12月31日
新株予約権の数(個)	1,258(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 125,800 (注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,128 (注)1、4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,128 資本組入額 564 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)1、5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡、担保権の設定をすることができない (注)1
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)1、6

(注) 1. 当連結会計年度末(2022年7月31日)における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2022年9月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割又は吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

新株予約権者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部又は全部を行使することができる。なお、行使可能な株数が1株の株式数の整数倍でない場合は、1株の株式数の整数倍に切り上げた数とする。当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の3分の1まで、新株予約権を行使することができる。

当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の3分の2まで、新株予約権を行使すること

ができる。

当社株式上市日より3年間経過した日から2024年12月31日までは、割り当てられたすべての新株予約権を行使することができる。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

（注）5. に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a.の資本金等増加限度額から上記a.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の取得事由

- a. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- b. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

第4回無償新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2021年4月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社従業員13、 子会社取締役1
株式の種類別のストック・オプションの数(株)	普通株式 130,000
付与日	2021年5月14日
権利確定条件	(注)5
対象勤務期間	
権利行使期間	自 2023年4月27日 至 2031年4月26日
新株予約権の数(個)	1,300
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 130,000 (注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,482 (注)1、4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,019 資本組入額 1,009.5 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)1、5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡、担保権の設定をすることができない (注)1
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)1、6

(注) 1. 当連結会計年度末(2022年7月31日)における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2022年9月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は権利行使期間中、以下に定める各期間における個数を限度として、新株予約権を行使することができる。

2023年4月27日～2024年4月26日：付与された個数の1/3

2024年4月27日～2025年4月26日：付与された個数の2/3

2025年4月27日～2031年4月26日：付与された個数の全て

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又はその他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することになるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a.の資本金等増加限度額から上記a.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

（注）5. に準じて決定する。

新株予約権の取得事由

- a. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- b. 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）5. に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第1回有償新株予約権

会社名	提出会社
決議年月日	2021年4月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社従業員26、 子会社取締役1
株式の種類別のストック・オプションの数(株)	普通株式 205,000
付与日	2021年5月14日
権利確定条件	(注)5
対象勤務期間	
権利行使期間	自 2022年9月7日 至 2027年5月13日
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 200,000 (注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,305 (注)1、4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,796 資本組入額 898 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)1、5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡、担保権の設定をすることができない (注)1
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)1、6

(注) 1. 当連結会計年度末(2022年7月31日)における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2022年9月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は2022年7月期から2025年7月期までの4事業年度(以下、「判定期間」という。)のいずれかにおいて、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書)に記載された営業利益が下記に掲げる水準を満たすことを条件として、各新株予約権者に割当てられた本

新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「権利行使可能割合」という。）を限度として、本新株予約権を行使することができる。但し、本件新株予約権を行使することができる時期及び個数には下記で定める条件を設けるものとする。

(a) 判定期間のいずれかの事業年度における営業利益が42億円を超過した場合：権利行使可能割合 30%

(b) 判定期間のいずれかの事業年度における営業利益が45億円を超過した場合：権利行使可能割合 100%

本号に定める営業利益の判定は、以下に定めるとおりとする。

有価証券報告書における監査済の連結損益計算書記載の金額を基準とする。

営業利益の額について、合併、株式譲渡、新株の発行、株式交換、株式移転及び会社分割等（本新株予約権の発行決議日以降に生じたものに限る。以下「合併等」という。）に起因した増加と取締役会が認める場合には、連結損益計算書記載の営業利益の額から合併等に起因した営業利益の増加分を控除する。

新株予約権者は上記（a）又は（b）に定める条件を達成した場合、当該条件達成事業年度の翌事業年度以降においては以下に定められた割合の個数を限度として本新株予約権を行使することができる。

（イ）上記（a）に定める条件を達成した場合

- ・条件を達成した事業年度の翌事業年度：付与された個数の 15%
- ・条件を達成した事業年度の翌2事業年度：付与された個数の 30%

（ロ）上記（b）に定める条件を達成した場合

- ・条件を達成した事業年度の翌事業年度：付与された個数の 50%
- ・条件を達成した事業年度の翌2事業年度：付与された個数の全部

なお、上記（a）及び（b）に定める条件が段階的に達成された場合は、上記（ロ）のうち、条件を達成した事業年度の翌事業年度に行使可能な新株予約権の個数を「付与された個数の 35%」に読み替えた上で、各条件の達成毎に行使可能となる本新株予約権の個数を合算した個数を限度として本新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位であることを要する。

ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）3. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項

に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a.の資本金等増加限度額から上記a.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

(注)5.に準じて決定する。

新株予約権の取得事由

- a. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- b. 新株予約権者が権利行使をする前に、(注)5.に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年7月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回無償 新株予約権	第3回無償 新株予約権	第4回無償 新株予約権	第1回有償 新株予約権
決議年月日	2015年7月15日	2015年12月7日	2021年4月26日	2021年4月26日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末			130,000	205,000
付与				
失効				5,000
権利確定				
未確定残			130,000	200,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	70,050	129,800		
権利確定				
権利行使	2,100	2,800		
失効		1,200		
未行使残	67,950	125,800		

単価情報

	第2回無償 新株予約権	第3回無償 新株予約権	第4回無償 新株予約権	第1回有償 新株予約権
決議年月日	2015年7月15日	2015年12月7日	2021年4月26日	2021年4月26日
権利行使価格(円)	334	1,128	1,482	1,305
行使時平均株価(円)	1,490	1,366		
付与日における公正な評価単価(円)			537	491

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度に権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
当連結会計年度末における本源的価値の合計額

91 百万円

当連結会計年度に権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

6 百万円

5. 譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式報酬の内容

	2021年11月発行 譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役2、当社の取締役を兼務しない執行役員2
譲渡制限株式の数(株)	普通株式 85,000
付与日	2021年11月19日
譲渡制限期間	(注)1
解除条件	(注)2

(注)1 2021年11月19日から当社の取締役の地位から退任又は執行役員の地位から退職するまでの期間

2 本譲渡制限期間の開始日から2024年7月期に係る当社の定時株主総会終結の時までの期間、「継続して当社の取締役又は執行役員」の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(2) 譲渡制限付株式報酬の規模及びその変動状況

株数

	2021年11月発行 譲渡制限付株式報酬
譲渡制限解除前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	85,000
没収	-
譲渡制限解除	-
当連結会計年度末	85,000

単価情報

	2021年11月発行 譲渡制限付株式報酬
付与日における 公正な評価単価 (円)	1,486

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年7月31日)	当連結会計年度 (2022年7月31日)
繰延税金資産		
販売促進引当金	171百万円	234百万円
賞与引当金	22百万円	22百万円
貸倒引当金	19百万円	19百万円
資産除去債務	19百万円	19百万円
未払事業税	73百万円	70百万円
未払金	25百万円	30百万円
連結子会社の繰越欠損金	10百万円	5百万円
投資有価証券評価損	216百万円	136百万円
その他	8百万円	8百万円
繰延税金資産小計	568百万円	547百万円
繰越欠損金に係る評価性引当額	5百万円	3百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	217百万円	160百万円
評価性引当額小計	223百万円	164百万円
繰延税金資産合計	345百万円	383百万円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	13百万円	11百万円
未収事業税	15百万円	34百万円
その他	1百万円	0百万円
繰延税金負債合計	30百万円	46百万円
繰延税金資産純額	314百万円	336百万円

(注) 1. 評価性引当額が59百万円減少しております。この減少の主な内容は、投資有価証券評価損に係る評価性引当額の減少によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年7月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)						10	10百万円
評価性引当額						5	5 "
繰延税金資産						5	(b) 5 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金10百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産5百万円を計上しております。当該繰延税金資産5百万円は、連結子会社における税務上の繰越欠損金の残高10百万円(法定実効税率を乗じた額)の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

当連結会計年度（2022年7月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)						5	5百万円
評価性引当額						3	3 "
繰延税金資産						1	(b) 1 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金 5 百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産 1 百万円を計上しております。当該繰延税金資産 1 百万円は、連結子会社における税務上の繰越欠損金の残高 5 百万円（法定実効税率を乗じた額）の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度において、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

4．会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価額に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社グループのうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、事業種類別のセグメントから構成されており、主力の事業領域をより明確にすることを目的として、「コンシューマ事業」及び「インターネット広告事業」を報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「コンシューマ事業」は、ふるさと納税事業、トラベル事業、レストランPR事業及びポイントサービス事業等で構成されております。

「インターネット広告事業」は、アドネットワーク事業、アフィリエイト事業、メディアソリューション事業、広告代理店事業、アプリ運営事業等で構成されております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部利益及び振替高は市場実勢価額に基づいております。

会計方針の変更等に記載のとおり、当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。)を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更しております。また、当連結会計年度より、各セグメントの業績をより適切に評価するため、全社費用の配賦方法を見直し、各セグメントの利益又は損失の算定方法を変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の利益又は損失の算定方法により作成したものを記載しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額(注)1	連結財務諸表 計上額(注)2
	コンシューマ事業	インターネット 広告事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,708	3,883	11,592	-	11,592
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	52	52	52	-
計	7,708	3,935	11,644	52	11,592
セグメント利益	1,974	1,451	3,425	43	3,382
その他の項目					
減価償却費	25	62	87	-	87

(注) 1. セグメント利益の調整額 43百万円は、全額が各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額(注) 1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	コンシューマ事業	インターネット 広告事業	計		
売上高					
一時点で移転される財	-	20	20	-	20
一定の期間にわたり移 転される財	9,916	3,995	13,912	-	13,912
外部顧客への売上高	9,916	4,016	13,933	-	13,933
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	49	49	49	-
計	9,916	4,065	13,982	49	13,933
セグメント利益	2,495	1,415	3,911	117	3,793
その他の項目					
減価償却費	27	67	95	-	95

(注) 1. セグメント利益の調整額 117百万円は、全額が各報告セグメントに配分していない全社費用であります。
全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	合計
	コンシューマ事業	インターネット 広告事業	計		
当期償却額	-	69	69	-	69
当期末残高	-	215	215	-	215

当連結会計年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	合計
	コンシューマ事業	インターネット 広告事業	計		
当期償却額	-	75	75	-	75
当期末残高	-	172	172	-	172

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び 主要株主	田中 俊彦			当社代表取締役 会長	(被所有) 直接 11.32% 間接 19.35%		自己株式の 取得	331		
役員及び 主要株主	野口 哲也			当社代表取締役 社長	(被所有) 直接 10.79% 間接 18.60%		自己株式の 取得	331		

(注) 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得しており、取引金額は取引前日の終値によるものであります。

当連結会計年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び 主要株主	田中 俊彦			当社代表取締役 会長	(被所有) 直接 9.97% 間接 20.67%		自己株式の 取得	570		
役員及び 主要株主	野口 哲也			当社代表取締役 社長	(被所有) 直接 9.56% 間接 19.87%		自己株式の 取得	529		

(注) 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得しており、取引金額は取引前日の終値によるものであります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

記載すべき重要な事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
1株当たり純資産額	683.85円	662.71円
1株当たり当期純利益	107.39円	125.04円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	106.30円	124.60円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当連結会計年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,299	2,678
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,299	2,678
普通株式の期中平均株式数(株)	21,417,869	21,422,893
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	219,334	76,156
(うち新株予約権(株))	(219,334)	(76,156)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	第4回新株予約権 新株予約権の数 1,300個 (普通株式 130,000株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	2,533	10,160	11,984	13,933
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	931	3,331	3,790	3,842
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	626	2,266	2,625	2,678
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	29.15	105.20	121.81	125.04

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	29.15	75.98	16.66	2.52

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年7月31日)	当事業年度 (2022年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,368	12,712
売掛金	1,407	1,347
前払費用	534	832
その他	28	72
貸倒引当金	3	4
流動資産合計	16,335	14,960
固定資産		
有形固定資産		
建物	103	90
機械及び装置	8	7
工具、器具及び備品	33	54
土地	2	2
建設仮勘定	-	11
有形固定資産合計	147	165
無形固定資産		
特許権	46	31
ソフトウェア	84	103
その他	24	29
無形固定資産合計	155	164
投資その他の資産		
投資有価証券	294	525
関係会社株式	603	656
出資金	86	-
繰延税金資産	290	318
その他	199	152
貸倒引当金	60	12
投資その他の資産合計	1,414	1,639
固定資産合計	1,717	1,969
資産合計	18,052	16,930

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年7月31日)	当事業年度 (2022年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,143	970
未払金	450	815
未払費用	75	80
未払法人税等	787	534
前受金	16	13
預り金	430	995
賞与引当金	74	74
販売促進引当金	561	764
ポイント引当金	1	3
その他	362	232
流動負債合計	3,904	4,486
固定負債		
資産除去債務	63	63
その他	7	-
固定負債合計	71	63
負債合計	3,975	4,550
純資産の部		
株主資本		
資本金	152	152
資本剰余金		
資本準備金	74	74
その他資本剰余金	1,587	-
資本剰余金合計	1,661	74
利益剰余金		
その他利益剰余金	12,779	12,405
利益剰余金合計	12,779	12,405
自己株式	523	354
株主資本合計	14,068	12,277
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7	34
評価・換算差額等合計	7	34
新株予約権	15	67
純資産合計	14,076	12,380
負債純資産合計	18,052	16,930

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月31日)	当事業年度 (自 2021年 8月 1日 至 2022年 7月31日)
売上高	1 10,125	1 12,459
売上原価	7	18
売上総利益	10,118	12,440
販売費及び一般管理費	1, 2 7,393	1, 2 9,242
営業利益	2,724	3,198
営業外収益		
受取利息	1 1	0
受取配当金	1	49
為替差益	0	13
貸倒引当金戻入額	101	3
その他	11	0
営業外収益合計	116	67
営業外費用		
投資有価証券評価損	3	10
寄附金	26	39
株式売出関連費用	12	-
その他	1	3
営業外費用合計	42	52
経常利益	2,798	3,213
特別利益		
投資有価証券売却益	-	3
特別利益合計	-	3
特別損失		
投資有価証券評価損	48	-
債権放棄損	83	-
その他	1	-
特別損失合計	133	-
税引前当期純利益	2,665	3,217
法人税、住民税及び事業税	935	968
法人税等調整額	155	46
法人税等合計	780	921
当期純利益	1,884	2,295

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)		当事業年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
仕入	7	100.0	18	100.0
売上原価合計	7	100.0	18	100.0

(注) 1. 「注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおり、当事業年度の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用いたしました。この結果、売上原価は、前事業年度においては5,578百万円、当事業年度においては5,551百万円、それぞれ減少しております。

(注) 2. これまで金額が僅少だったことから仕入は媒体費に含めて表示していましたが、内訳が大幅に変更されたことから仕入として表示しています。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年 8月 1日 至 2021年 7月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	140	62	1,905	1,967	10,894	10,894	-	13,002
当期変動額								
新株の発行	11	11		11				22
当期純利益					1,884	1,884		1,884
自己株式の取得							986	986
自己株式の処分			317	317			462	145
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	11	11	317	306	1,884	1,884	523	1,066
当期末残高	152	74	1,587	1,661	12,779	12,779	523	14,068

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	7	7	-	12,994
当期変動額				
新株の発行				22
当期純利益				1,884
自己株式の取得				986
自己株式の処分				145
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	0	15	15
当期変動額合計	0	0	15	1,082
当期末残高	7	7	15	14,076

当事業年度(自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	152	74	1,587	1,661	12,779	12,779	523	14,068	
当期変動額									
剰余金の配当					2,150	2,150		2,150	
当期純利益					2,295	2,295		2,295	
自己株式の取得							1,999	1,999	
自己株式の処分			3	3			7	3	
自己株式の消却			2,033	2,033			2,033	-	
譲渡制限付株式報酬			69	69			128	59	
利益剰余金から資本剰 余金への振替			518	518	518	518		-	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	1,587	1,587	373	373	169	1,791	
当期末残高	152	74	-	74	12,405	12,405	354	12,277	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	7	7	15	14,076
当期変動額				
剰余金の配当				2,150
当期純利益				2,295
自己株式の取得				1,999
自己株式の処分				3
自己株式の消却				-
譲渡制限付株式報酬				59
利益剰余金から資本剰 余金への振替				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	41	41	52	94
当期変動額合計	41	41	52	1,696
当期末残高	34	34	67	12,380

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6～15年

機械及び装置 17年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりです。

特許権 8年

ソフトウェア 5年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 販売促進引当金

ユーザーに対して付与したインセンティブの使用に伴う販売促進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎として翌事業年度以降において使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) ポイント引当金

ユーザーに対して付与したポイントの利用に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) コンシューマ事業

コンシューマ事業は、主にふるさと納税のプラットフォームの提供により、地方自治体に対して寄附者からの寄附申込を受け付けることを履行義務として識別しております。寄附申込を顧客が承認した時点で、瞬時に財又はサービスが移転するため、契約期間にわたり承認される寄附金額に応じて収益を認識しております。

また、当取引は代理人取引に該当するため、手数料部分を収益として認識しております。

(2) インターネット広告事業

インターネット広告事業は、主に広告主とメディアを効率的にマッチングするプラットフォームの提供によるインターネット広告取次サービスであり、取次サービスの提供を履行義務として識別しております。当社の提供する取次サービスはインターネット広告配信のプラットフォームを通じて媒体の広告枠に配信・掲載した時点で瞬時に顧客によって消費されるため、契約期間にわたり媒体に配信・掲載された広告数に応じて収益を認識しております。

また、当取引は代理人取引に該当するため、手数料部分を収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

販売促進引当金の計上基準

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
販売促進引当金	561	764

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、ユーザーに対して付与したインセンティブの使用に伴う販売促進費の支出に備えるため、販売促進引当金を計上しております。

販売促進引当金の算定にあたっては、過去のインセンティブの使用実績から将来使用される額を見積もっており、ユーザーのインセンティブの使用見込みは過去の実績と同程度という仮定に基づいております。

ユーザーの将来のインセンティブの使用動向が大幅に変動した場合には、翌事業年度の財務諸表において、引当金の増加又は戻入の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、主にインターネット広告事業における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は広告主から受け取る対価の総額を売上高として認識していましたが、広告主から受け取る対価からメディアへ支払う額を控除した純額で売上高を認識する方法に変更いたしました。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の売上高が5,631百万円、売上原価が5,578百万円、販売費及び一般管理費が52百万円それぞれ減少しておりますが、営業利益以下の各段階利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の前期首残高及び1株当たり情報に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(特例財務諸表提出会社の財務諸表の作成基準)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

当該表示方法の変更により影響を受ける主な項目に係る前事業年度における金額は以下のとおりであります。

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「破産更生債権等」63百万円、「長期前払費用」0百万円は、「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別償却準備金」3百万円、「繰越利益剰余金」12,775百万円は、その他の利益剰余金合計のみを表示しております。

(株主資本等変動計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別償却準備金」3百万円、「繰越利益剰余金」12,775百万円は、その他の利益剰余金合計のみを表示しております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」0百万円は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

連結財務諸表の「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2021年7月31日)	当事業年度 (2022年7月31日)
短期金銭債権	16百万円	41百万円
短期金銭債務	125百万円	25百万円
長期金銭債務	7百万円	-百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当事業年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
営業取引による取引高		
売上高	8百万円	11百万円
仕入高	2,010百万円	2,242百万円
営業取引以外の取引による取引高	1百万円	-百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)	当事業年度 (自 2021年8月1日 至 2022年7月31日)
給与手当	744百万円	933百万円
広告宣伝費	2,701百万円	2,802百万円
販売促進費	2,040百万円	3,709百万円
減価償却費	89百万円	92百万円
賞与引当金繰入額	52百万円	74百万円
販売促進引当金繰入額	391百万円	203百万円
株主優待引当金繰入額	0百万円	-百万円
ポイント引当金繰入額	0百万円	1百万円

(注) 販売費と一般管理費に費目を区分していないため、これらの割合については記載を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2021年7月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は603百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2022年7月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は656百万円)は、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年7月31日)	当事業年度 (2022年7月31日)
繰延税金資産		
販売促進引当金	171百万円	234百万円
賞与引当金	22百万円	22百万円
貸倒引当金	19百万円	19百万円
未払金	24百万円	30百万円
資産除去債務	19百万円	19百万円
未払事業税	50百万円	50百万円
投資有価証券評価損	216百万円	136百万円
その他	8百万円	0百万円
繰延税金資産小計	534百万円	514百万円
評価性引当額	217百万円	160百万円
繰延税金資産合計	317百万円	354百万円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	13百万円	11百万円
未収事業税	12百万円	23百万円
その他	1百万円	0百万円
繰延税金負債合計	26百万円	35百万円
繰延税金資産純額	290百万円	318百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年7月31日)	当事業年度 (2022年7月31日)
法定実効税率	-	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.6%
住民税均等割等	-	0.0%
法人税特別控除による影響額	-	0.2%
評価性引当額の増減	-	1.8%
その他	-	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	28.7%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	103	3	-	17	90	91
	機械及び装置	8	-	-	0	7	9
	工具、器具及び 備品	33	42	0	21	54	244
	土地	2	-	-	-	2	-
	建設仮勘定	-	11	-	-	11	-
	計	147	57	0	40	165	344
無形固定資産	特許権	46	-	-	15	31	-
	ソフトウェア	84	56	0	36	103	-
	その他	24	57	51	-	29	-
	計	155	113	52	51	164	-

(注) 当期増加額のうち、主なものは以下のとおりであります。

工具、器具及び備品	PC、サーバー設備等の取得	42百万円
ソフトウェア	自社システム開発による取得	56百万円

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	63	10	55	17
賞与引当金	74	74	74	74
販売促進引当金	561	764	561	764
ポイント引当金	1	3	1	3

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	8月1日から7月31日まで
定時株主総会	10月中
基準日	7月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日、7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは以下のとおりであります。 https://www.i-mobile.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第14期）（自 2020年8月1日 至 2021年7月31日）2021年10月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年10月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第15期第1四半期（自 2021年8月1日 至 2021年10月31日）2021年12月9日関東財務局長に提出

第15期第2四半期（自 2021年11月1日 至 2022年1月31日）2022年3月10日関東財務局長に提出

第15期第3四半期（自 2022年2月1日 至 2022年4月30日）2022年6月9日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書

2022年7月14日関東財務局長に提出

(5) 自己株券買付状況報告書

2022年5月2日、2022年6月7日、2022年7月4日、2022年8月1日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年10月28日

株式会社アイモバイル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 正 行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 西 俊 晴

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイモバイルの2021年8月1日から2022年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイモバイル及び連結子会社の2022年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ふるさと納税事業の収益計上の前提となる業務システムの信頼性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>セグメント情報に記載のとおり、コンシューマ事業セグメントの売上高は9,916百万円であり、連結損益計算書の売上高の71%を占めている。</p> <p>コンシューマ事業では、主として自治体への寄附金制度「ふるさと納税」の普及促進を目的としたふるさと納税サイト「ふるなび」の運営を行うふるさと納税事業を行っており、ふるさと納税事業の売上高は、ユーザーの自治体への寄附額に応じて生じる手数料売上高が大部分を占めている。</p> <p>ふるさと納税事業の売上高は、業務システムにおいて登録された自治体との契約に基づく手数料率等のデータ及び各自治体への寄附額基礎データを業務システムにて取引単位で自動計算し、月次単位で自治体ごとに集計することにより生成され、その後会計システムへ登録される。</p> <p>ふるさと納税事業の売上高は、業務システムの自動化された内部統制に依存していることから、業務システムによる処理が適切に行われない場合には連結財務諸表への影響が広範囲に及び、金額的に重要な虚偽表示につながる可能性が高い。</p> <p>したがって、当監査法人は自動化された内部統制を含むふるさと納税事業の収益計上の前提となる業務システムの信頼性に関連する内部統制が適切に整備・運用されているか否かについて、監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>当監査法人は、左記の監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人内のITの専門家と連携して、主として以下の検討を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税事業の売上高計上プロセスに関する業務フロー、業務処理手順及び内部統制について、経営者及び担当部署責任者に対する質問と文書閲覧により理解した。 ・業務システムへの自治体及び手数料率のマスター登録について、その正確性と実在性を担保するための内部統制の有効性を評価した。 ・業務システムのアクセス制限、セキュリティ管理、プログラム変更、データ・センターとネットワークの運用などのIT全般統制について、質問と文書の閲覧によりその有効性を評価した。 ・業務システムの仕様及び寄附情報の自動計算に係る処理について、システム責任者に対する質問と文書の閲覧により理解した。 ・業務システムより生成された売上高について、仕様どおりに計算されているかを再計算により検討した。 ・業務システムより生成された売上高と会計システムに登録された売上高との照合を実施した。 ・会計システムに登録された売上高を母集団として、統計的サンプリングにより抽出された売上取引について、入金情報との照合を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手

続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイモバイルの2022年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アイモバイルが2022年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年10月28日

株式会社アイモバイル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 正 行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 西 俊 晴

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイモバイルの2021年8月1日から2022年7月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイモバイルの2022年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ふるさと納税事業の収益計上の前提となる業務システムの信頼性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（ふるさと納税事業の収益計上の前提となる業務システムの信頼性）と同一の内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と

しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。